
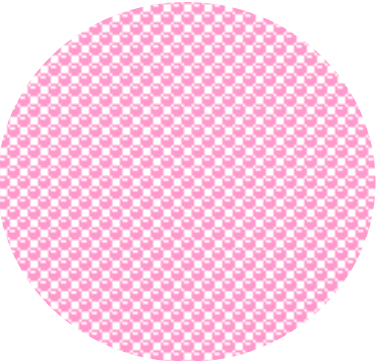


高浜市 地域福祉計画



【中間素案】



みんなで作ろう、
心のひろば、支えあいのひろば

平成 14 年 9 月 25 日
高浜市地域福祉計画策定委員会

「高浜市地域福祉計画」目次

高浜市地域福祉計画の策定にあたり	1
【第1部】	2
第1章 地域福祉の計画活動	2
1 基本理念づくり	2
(1)地域福祉の理念	2
(2)新社会福祉法の理念	4
(3)高浜福祉からの理念	6
2 地域福祉の計画活動	8
(1)住民主体の計画づくり	8
(2)本計画の位置づけと計画期間	12
3 計画活動推進の3つの原則	14
(1)パートナーシップ型	14
(2)次世代型	15
(3)学習・情報発信型	16
4 計画活動を進める組織主体	18
(1)3つの主体	18
(2)「発表祭」	24
第2章 地域福祉の目標と体系	25
1 地域福祉の「活動ひろば」づくり	26
2 地域福祉サポートサービスの開発・利用	28
3 福祉でまちづくり	30
(体系図)	32
【第2部】	33
第1章 地域福祉の「活動ひろば」づくり	33
1 「支えあいひろば」	33
(1)ボランティアセンターの機能強化	33
(2)当事者団体・セルフヘルプグループの育成・支援	36
2 事業者による地域福祉「福祉起業ひろば」	38
(1)福祉起業・福祉事業展開への支援	40
(2)バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進	42

3 「世話やき活動ひろば」	44
(1)新しい町内会活動・近所づきあい	44
(2)地域福祉の担い手としての民生委員・児童委員	48
4 「心のバリアフリーひろば」	50
(1)福祉教育の推進	50
(2)地域での交流の推進	52
第2章 地域福祉サポートサービスの開発・利用	54
1 地域生活の3つの場づくり	54
(1)地域での居場所づくり	56
(2)地域での働き場づくり	58
(3)地域での学び・遊びの場づくり	60
2 地域生活志向のケアマネジメント	62
(1)いきいき広場総合相談窓口の機能充実	62
(2)ケアマネジメントシステムの充実	64
(3)緊急時のための地域生活支援サービス	66
3 当事者のエンパワメント	68
(1)利用者と事業者の対等な関係づくり	68
(2)新たな質の確保	74
(3)子どもとおとなのパートナーシップ	80
第3章 福祉でまちづくり	82
1 地域に暮らすためのまちづくり	82
(1)居住福祉の推進	82
(2)居住福祉条例の制定	84
2 福祉活動法人との連携	86
(1)社会福祉協議会との連携	86
(2)社会福祉法人・NPOとの連携	88
3 地域福祉推進ひろば	90
(1)地域福祉推進ひろば	90
(2)福祉まちづくり推進人材の育成	94
4 福祉審議会の設置	96
(1)福祉審議会の設置	96
資料編	98

高浜市地域福祉計画の策定にあたり

この高浜市地域福祉計画（以下「本計画」という。）は、社会福祉法で平成15年4月からの施行が規定された「市町村地域福祉計画」のあり方を調査・研究するための全国7市町のモデル地域として、本市が全国社会福祉協議会から委託を受け策定したモデル計画（平成14年2月策定）を基本として、さらにその内容を補強・充実させたものです。

モデル計画は、全国社会福祉協議会が実施した「地域福祉計画に関する調査研究事業」の研究内容等を踏まえ、本市の「168人（ひろば）委員会」からの意見を職種横断的な行政職員からなる「プロジェクトチーム」ができる限り吸収し、そのチームが自らの手で計画素案づくりを行い、モデル計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）での4回にわたる審議を経て決定されたものです。さらに、平成13年11月に報告した中間素案段階においては、策定委員の手による市民向けの勉強会が行われるとともに、広報やホームページ等を活用して、市民からの意見の公募（パブリックコメント）を行い、可能な限りその意見の反映を行ったものです。

また、モデル計画策定への住民参加手法としては、小・中学生をはじめ、市職員も一個人として加わった「168人（ひろば）委員会」を立ち上げ、さらには、その委員会のグループリーダーである中学生も策定委員に参画するなど、思い切った独自の取り組みに挑戦しました。その体制を裏方で支える組織として、行政と社会福祉協議会職員が一体となった「プロジェクトチーム」を発足し、両方でキャッチボールをしてきた成果が実ったものです。

このように、真の住民参画を経て策定されたモデル計画を基に、さらに平成14年度1年間をかけて「168人（ひろば）委員会」からの意見とパブリックコメントの結果を反映させて策定されたものが本計画であり、本市においては、初めての住民と行政との協働作業の成果と言えるものになりました。

なお、本計画を策定するために結成された「168人（ひろば）委員会」においては、本計画策定後も明日の高浜市の地域福祉推進のため、また、福祉でまちづくりを進めるための自主グループとして、行政とパートナーシップのもとに活躍されることを期待します。

【第1部】

第1章 地域福祉の計画活動

1 基本理念づくり

- >> 地域福祉の理念
- >> 新社会福祉法の理念
- >> 高浜福祉からの理念

(1) 地域福祉の理念

「誰もが高浜に住み続けられる仕組みづくり」 地域に根ざして暮らす

「地域福祉」がクローズアップされてきた背景には、急激な工業化や都市化に伴う人口移動、あるいは高齢化の進展によって福祉需要が普遍化、日常化したことが1つの要因と言われています。すなわち、高齢者や障害者が長年住み慣れた地域で、人間らしい生活を送れるための仕組みづくりが求められています。

「地域福祉サービスを統合化」 地域に根ざしたサービスにする

地域福祉の政策や実践においては、統合化の理念が具体化される必要があります。供給されるサービス自体が制度的にバラバラであったり、あるいは供給の仕組みに利用者をトータルな生活者として捉える視点が欠けたりしては、利用者の生活の質も望めません。まさに、「顔の見える福祉」の展開が必要です。一人ひとりの生活に提供されるサービスが、利用者に統合化されることによって、より効果的に市民の福祉が実現するものと期待しています。

「当事者主体の住民参加」 これからの地域づくり

さらに、当事者である住民が、主権者として参加するという住民主体の参加が重要な理念であります。人権思想や民主主義の基盤が浅い我が国においては、様々な障害がある当事者が、主体者として参加することがまだまだ定着していません。住民参加が進まないまま地域福祉計画づくりになるならば、単にこれまでのような行政主体の政策にすぎません。あらためて、地域福祉においては、住民の参加と地域へ主体的に貢献していくという理念がいかに重要であるかを認識することが必要です。

「人とのつながりを重視する福祉」 これからの福祉

従来の社会福祉施策は、生活保護・年金・手当・低所得者対策などの経済的ニーズに対応するための枠組みが基本となっていました。今後は、対人福祉サービスを重視し、地元企業も参加する地域福祉づくりが重要になってくると考えられます。リスク・困難に対し社会連帯で対応し、人と人とのつながりを重視する福祉が、今、求められています。

地域福祉の理念

「誰もが高浜に住み続けられる仕組みづくり」
地域に根ざして暮らす



「地域福祉サービスを統合化」
地域に根ざしたサービスにする



「当事者主体の住民参加」
これからの地域づくり



「人とのつながりを重視する福祉」
これからの福祉



(2) 新社会福祉法の理念

成熟した社会における今日、「幸せ」の意味も実に多様なものとなってきており、社会福祉に対する国民の意識も大きく変化してきています。これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた人の保護・救済にとどまらず、生活上の様々な問題から、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなる場合において、社会連帯の考え方に立った支援を行い、ノーマライゼーションの精神である個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにあります。

従来の福祉のあり方を定めた「社会福祉事業法」が抜本的に改正された新「社会福祉法」(平成13年4月施行)では、これらのことを明確にしたといえます。個人の尊厳の保持や自立した日常生活支援等の福祉サービスの基本的理念を規定し(第3条)、利用者の意向の尊重、保健医療サービス等の関連サービスとの連携について、事業者による福祉サービス提供の原則を定めています(第5条)。

さらに、国及び地方公共団体の責務として、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、福祉サービスを提供する体制の確保や福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策等の措置を求めています(第6条)。

そして、社会連帯の理念を示したともいえるのが、第4条の地域福祉の推進です。ここでは、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営むことができるように、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力して地域福祉を推進することとしています。

このような利用者主体の福祉サービスの提供や地域福祉の推進などが社会福祉法に規定された理念を踏まえ、地域福祉計画を策定しました。

社会福祉法（抄）

第1条（目的） この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第3条（福祉サービスの基本理念） 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

第4条（地域福祉の推進） 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第5条（福祉サービスの提供の原則） 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画） 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次の掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他の社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 高浜福祉からの理念

「福祉インフラづくりの 90 年代」 これまでの高浜

本市における福祉への本格的な取り組みは、平成 2 年に打ち出された「ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)」が出発点でした。当時のキーワードは、高齢化・情報化・国際化でしたが、本市は、避けて通れない行政課題として「高齢化」対策に絞り、同時にこの解決を図っていくプロセスこそが市の将来を拓いていくと考えました。

平成 4 年度からホームヘルパー養成研修に力を注ぎつつ、特別養護老人ホーム等の基盤整備にも取り組み、平成 5 年度には社会福祉法人による特別養護老人ホームがオープンしました。介護の基盤整備が大きく進展するなか、平成 8 年度には「三河高浜駅」前の再開発ビル 2 階に福祉の拠点となる「いきいき広場」を整備し、本市の福祉部、社会福祉協議会、在宅介護支援センターなどを配置しました。また、同ビル 3 階には、日本福祉大学高浜専門学校(介護福祉学科・作業療法学科)が誘致されるなど、福祉に対する住民意識が一層高まる契機となりました。

「福祉の政策化、受益者負担、オンリーワン」 “福祉”自治体

市長が、福祉を軸にまちづくりを進める全国的な首長政策集団「福祉自治体ユニット」に加入したことは、トップダウン型の高齢者施策の展開を加速度化させるとともに、職員の意識変革をもたらしました。

また、住民の経済的な負担については、「何でもタダ」ではなく「応分の負担」(受益者負担)を一定程度していただく考え方を基本に据えました。このことは、市民が福祉サービスに対して権利意識をもつことができるようになっただけでなく、地元の事業者やグループが、地域での福祉的事業に関わる基盤をさらに広げる効果も併せ持っていました。

介護保険制度の施行とともに本市が独自に開始した関連サービスは、「福祉のオンリーワン」のまちづくりを目指した施策の蓄積と継続によって実現したものと いえます。

「地域福祉へ」 福祉“自治体”を目指す

一方、平成12年4月には「地方分権一括法」が施行され、分権時代における住民と行政の関係の新たなあり方が問われることとなりました。

本市の福祉分野においても子育て支援策と障害者施策の推進が強く求められ、これまでの対行政の要求・批判型住民スタイルと、国・県に依存してきた行政スタイルからの脱却が問われることとなり、いよいよボトムアップ型ともいえる住民と行政の新しい取り組みが必要となりました。

経済的・社会的に大きな転換期を迎えている今日、行政と住民は新たなスタイルを必要としています。行政は、福祉・環境・社会教育など地域生活に直接関わる分野における行政事務のスリム化・透明化が要請されています。住民は、行政の意思形成や意思決定の実態を知るとともに、地域社会の自己決定に関与する過程で多様な地域ニーズを整理し、地域資源の活用と配分の公正さを経験しながら、自立した住民になることが求められています。

言い換えれば、行政と住民の関係は、「自助、共助、公助」という考え方をお互いが理解し合い、その考え方を基本に据えた協働作業の場面をいかに広げていくかということです。

このような行政と住民の変化と変革なくしては、住民参加を柱とする地域福祉の取り組みを語ることはできません。

2 地域福祉の計画活動

>> 住民主体の計画づくり
>> 本計画の位置づけと計画期間

地域福祉を着実に推進するためには、町内会組織やNPO（非営利民間組織）、ボランティアなどをはじめとする住民を地域福祉の推進役として位置づけ、これらと行政、社会福祉協議会が連携して地域福祉の計画活動を実践しなければなりません。

計画活動とは、地域福祉計画を策定する段階からの住民参画が計画策定後の地域福祉の推進を大きく左右することから、計画の策定自体を住民参画や連携の場として位置づけ、これを計画活動と定義したものです。本市において、計画活動の推進母体となっているのが、地域で支えあう仕組みについて考え、取り組んできた「168人（ひろば）委員会」でした。

（1）住民主体の計画づくり

本市に求められていた取り組みとは、住民参加型の協働作業による計画づくりであり、計画策定後における協働関係の継続性をいかに構築するかが課題でした。また、介護保険において先駆的な取り組みを行ってきた本市においては、高齢者のみならず、障害者や子どもなど「支え」が必要な住民を地域全体で支えあっていくことが重要です。

「168人（ひろば）委員会」は、モデル計画の策定委員会の設置に先立って結成されました。5つのグループに分かれ、それぞれの検討課題を掲げ、参加・体験型の学習手法であるワークショップを取り入れて活動を進めてきました。

平成13年度における5つのテーマは、

- 「子どもの権利」
- 「福祉サービス利用者と福祉サービス事業者」
- 「住民活動（ボランティア・NPO）」
- 「行政と社協の役割」
- 「居場所づくりと支えあいの心」

でした。いずれも地域福祉計画に具体的に盛り込むべき施策を、年齢・性別・障害など人々が持つ様々な特性や違いを越え、一般住民・ボランティア・事業者・行政職員・社会福祉協議会職員などが立場を越えて一個人として参加し、一緒になって課題解決のた

めに勉強を進めてきました。

こうした経緯を踏まえてモデル計画の策定委員会が設立されるにいたりました。そのため、モデル計画の計画内容は、「168人(ひろば)委員会」による課題の整理、研究活動を通じて提言・報告された内容をひろく吸収した内容となっています。

平成14年度においては、モデル計画を基本として、さらにその内容を補強・充実して本計画を策定するため、「168人(ひろば)委員会」を再編し、新たに取り組むべき内容を掲げ、活動を進めてきました。

その取り組み内容は、

- 「子どもの権利について考え、実際に行動します」
- 「(仮称)ボランティアひろばセンターをモデル運営してみます」
- 「高浜市らしい「福祉マップ」づくりを行います」
- 「地域福祉モデル計画の見直しや地域福祉活動への提言などを行います」
- 「住民の手による「福祉のまちづくり条例」づくりを行います」

です。

また、「168人(ひろば)委員会」の様々な活動などを行う際の合意形成の場として「ひろば運営委員会」を設置するとともに、本計画の策定にあたり、そのベースとなるモデル計画の内容をさらに検討すべきとして7項目を挙げ、それを関連する各グループに取り組むべき事項として検討・提言を依頼し、その結果を反映したものとなっています。

「168人(ひろば)委員会」の主な活動経過

H13. 6. 1	広報などによる委員の公募
6.17	地域福祉フォーラムの開催 講演 「わかるふくし」の発想 講師 木原孝久 先生
7.14	平成13年度第1回「168人(ひろば)委員会」の開催 講演 「168人(ひろば)委員会」に期待すること 講師 平野隆之 先生 各委員が活動希望グループを選択
7.28	グループごとに提言活動を開始 以降、各グループ毎月第2・4土曜日活動 ⋮
9.22	「168人(ひろば)委員会」発表祭(前期) パネルディスカッションによる提言発表
10.13	グループごとに具体的活動開始 ⋮
H14. 1.12	「中間素案の勉強会」 モデル計画策定委員でもある168人(ひろば)委員会のグループリーダーが開催
2.23	「168人(ひろば)委員会」発表祭(後期) 第1部 講演 「精神病は怖いものか」 講師 芳賀幸彦 先生 第2部 「168人(ひろば)委員会」のこれまでとこれから 今までの調査や活動内容を報告
4.13	平成14年度第1回「168人(ひろば)委員会」の開催 新グループの編成 「168人(ひろば)運営委員会」の設置の決定
4.27	グループごとに活動を開始 以降、各グループ毎月2回(土曜日)活動 ⋮
5. 9	第1回「168人(ひろば)運営委員会」の開催 世話人(3人)の選出 「168人(ひろば)運営委員会」の役割について
7.25	第2回「168人(ひろば)運営委員会」の開催 各グループの検討事項の報告 今後の「168人(ひろば)運営委員会」の役割について

各グループの活動の様子ー



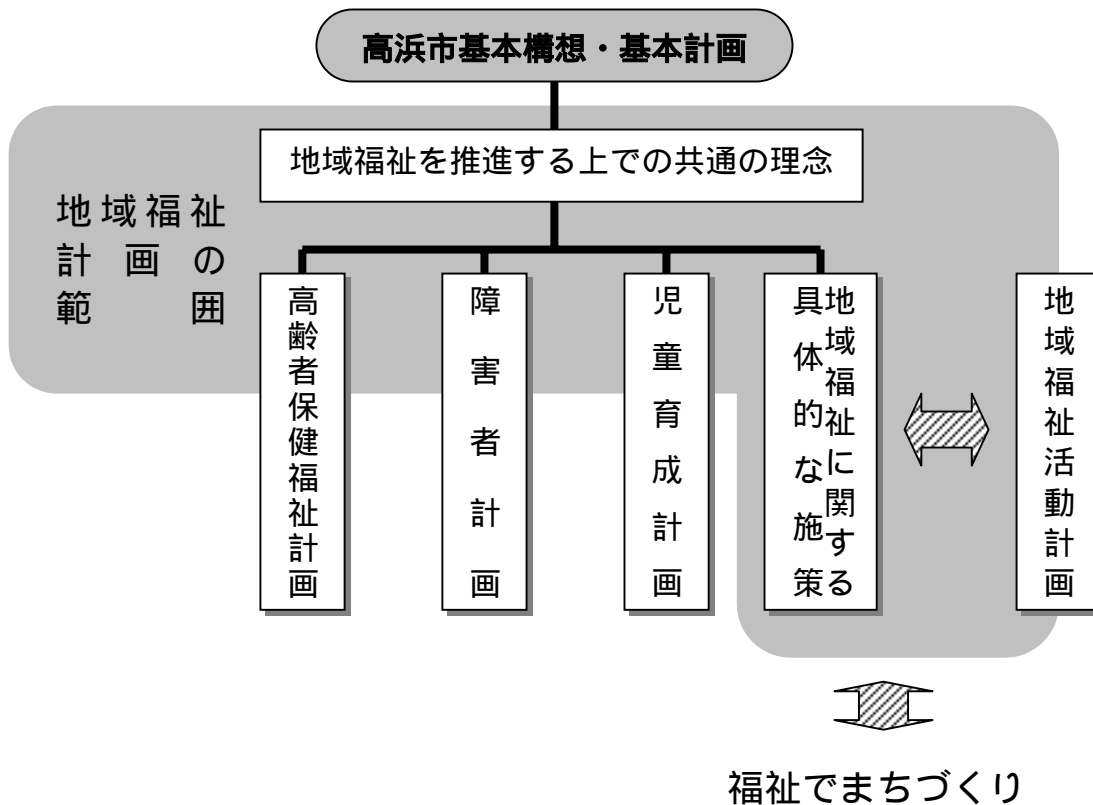
(2) 本計画の位置づけと計画期間

これまでに福祉分野で策定した「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「人にやさしい街づくり計画及び障害者計画」、「児童育成計画」(以下「3計画」という。)に基づき、それぞれの分野の福祉事業を着実に実行してきました。特に高齢者分野では宅老所などの運営における地域住民との協働・交流など先進的な取り組みも行ってきたところです。

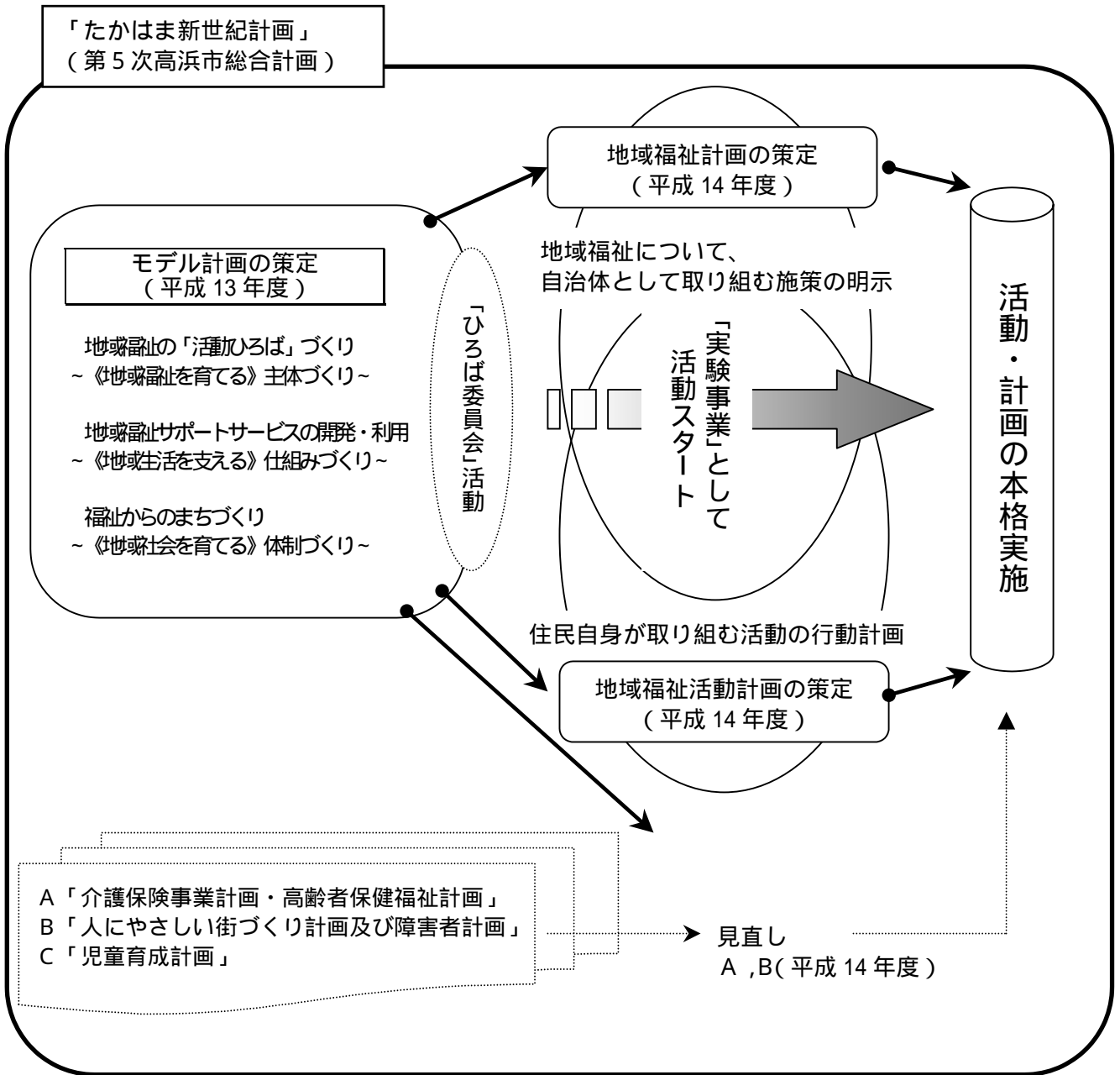
本計画の理念は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想、すなわち「たかはま新世紀計画」(第5次高浜市総合計画)と3計画の中間に位置し、地域福祉を推進する上での共通の理念を定めるものであります。それとともに、地域福祉に関する個々の具体的な事業・サービス・制度施策は、3計画と同位置に位置づけられるものであり、今後の「住民参加のまちづくり」にも重要な位置を占めるものとなっています。

本計画は、上位計画にあたる「たかはま新世紀計画」の基本計画の1つである「安心と人が支えあうまち」を踏まえ、「みんなで作ろう、心のひろば、支えあいのひろば」を基本理念として策定するものであり、計画期間は5年とします。

本計画の位置づけ



本計画の位置づけ



3 計画活動推進の3つの原則

- >> パートナースhip型
- >> 次世代型
- >> 学習・情報発信型

本市は、福祉先進地として全国的に知られるようになりました。しかし、これは、介護保険事業や高齢者保健福祉事業の成功によるものであり、行政主導によるトップダウン型で始まったもので、計画段階から住民が参加する機会が少なかったことは否めません。

そこで、今回、本計画を策定するにあたり、「住民参画」をキーワードとし、次の3つの原則を採用することにしました。本市の福祉は、この3つの原則によりトップダウン型からボトムアップ型へ転換を図ることとします。

(1) パートナースhip型

少子高齢化が進み、地方分権の時代を迎える現在、福祉施設を建設し、福祉の充実を図る「ハードの福祉」を推進するのではなく、住民全体でアイデアを出し合い、互いに支えあう工夫を試みる、心の通じ合う「ハートの福祉」を推進する必要があります。

そのためには、住民が今まで行政に委ねていた地域の問題について、自分の問題として自覚し、自信をもって自ら問題解決にあたる姿勢と、行政が今まで住民との間にあった垣根を取り去り、住民から信頼される存在として共にサービスの創出、提供、さらにその評価を含む一連の連携関係を構築することが必要となります。特に、今まで行政に直接関係することの少なかった子どもや高齢者、障害者等の福祉サービスの受け手となる当事者が「168人(ひろば)委員会」の活動を通じて意見を発表することにより、地域の活性化や新たな社会価値の創出が期待できます。

このように、行政と住民とが話し合い、互いに協力し、役割を分担する(パートナースhipを結ぶ)ことで、行政の一部の人のみが福祉について考えるのではなく、住民が必要としている真のニーズを把握し、住民だけで解決できる問題か、行政が解決しなければならない問題か、住民と行政が協力して解決しなければならない問題かを見極めながら住民全体で福祉を考え、実行することが可能となります。

(2) 次世代型

従来、福祉計画等の策定委員には各団体の会長などがその任に当たり、事務局の用意したシナリオに従って議事を進行し、住民参加のレベルとしては「住民参画」とまでは至らず、時には各団体からの陳情という側面があったことは否めません。

そこで、本市では、本計画を策定するにあたり、従来型の考え方をできる限り廃することとし、今後10年先を見越して高浜の福祉を中核として担うことが期待される人物を策定委員に当て、各委員に各団体の代表としてではなく、一般住民の代表として発言してもらうこととしました。

また、本市の地域福祉のあり方を検討するための「168人(ひろば)委員」を募集するにあたっては、小学生以上の住民から参加を募るなど、当事者から意見を聞くことに重点を置くことにしました。

次世代を担う人々は、既存の考えやしがらみにとらわれることなく、新しい、柔軟な思考と創意工夫をもって計画を策定し、実行していくことが可能となるからです。

地域福祉を語る小学生一



(3) 学習・情報発信型

地域福祉計画を策定し、推進するためには、その担い手である行政と住民が共に学習し、情報を交換・共有しながら進める必要があります。また、成熟した住民の育成と情報の双方向化が不可欠の条件となります。

住民からの応募方式を採用し、決定した「168人(ひろば)委員」や策定委員ではありますが、必ずしもすべての住民を代表しているとはいえません。したがって、これらの活動から報告された提言や計画案等を住民に対して発信し、住民からの反応により修正を加える機会を設けることが必要となります。

「168人(ひろば)委員会」は5つのグループに分かれ隔週で活動を行ってききましたが、各グループの進行状況やグループ内で起きた様々なエピソードなどは、「ひろばにゆーす」にまとめ毎回発行し、本市のホームページでも情報発信しています。

平成13年度行ったモデル計画の策定に際しては、「168人(ひろば)委員会」の各グループがKJ法を使用するなどして、約3か月間かけて検討した結果を平成13年9月22日に「ひろば発表祭(前期)」という委員自身による報告会で住民に対して発表しました。さらに、モデル計画を審議する策定委員会では、平成13年11月に決定した中間素案の段階で、住民に対してパブリックコメントを実施するとともに、パブリックコメント期間中に策定委員自らが「中間素案の勉強会」を住民に対して開催し、可能な限りその意見の反映を行ったところであります。

特に、この「中間素案の勉強会」は、極力行政の関与を減らした住民主導(ボトムアップ型)のものとなっており、「168人(ひろば)委員会」からの提言に基づいて策定した中間素案を、今度は策定委員から「168人(ひろば)委員会」を含めた住民に対して返信するという情報の双方向化をより濃く実現したものとなっています。

今後、本市においては、本計画を推進するため、住民が集い、学習し、情報の発信を行いながら、地域福祉について考え、実行していく「168人(ひろば)委員会」型の活動を住民の間に浸透させ、広げていくこととします。

『ひろばにゅーす』 創刊号

「ひろばにゅーす」 創刊号！！

去る7月14日（土）、高浜市いきいき広場内ホールにおいて、『第1回168人【ひろば】委員会』が開催されました。暑い中またお忙しい中にもかかわらず、118名ものメンバーの方々に参加していただき、盛大にスタートを切ることができました。また、受付では、「メンバーみんなで高浜市の地域福祉を考えていくんだ！」といった意味を込めた「ひろばノート」が配布されました。

この『168人【ひろば】委員会』をスタートするにあたって、森市長より、これからの過程（プロセス）を大事にして進めていって欲しいといったことや、「ひろばノート」が自分の夢でいっぱいになるように、最後まで書き加えていって欲しいといった話や、メンバーのみなさまに大変期待しているとの激励の言葉がありました。

続いて、日本福祉大学の平野隆之先生による講演が行なわれ、メンバーを交えた「ひろば」を題材とした連想ゲームを皮きりに、今後グループ活動（ワークショップ）をしていく上で必要な5つの条件（「先生がいない」「お客さんではダメ」「決まった答えはない」「体も使おう」「笑いを取り入れる」）のお話がありました。そして、5つのグループの簡単な説明の後、グループ分けに移りました。

7月14日（土）168人【ひろば】委員会がスタート！！

各グループごとに分かれ、簡単な自己紹介を行い、グループリーダー及びサブリーダーを選出しました。そして、活動日や活動時間などを決定し、最後にグループごとの記念撮影を行い、無事、会を終えることができました。なお、各グループのリーダーや活動日などは次のとおりです。ご案内いたします。

	第1グループ (大人)	第1グループ (子供)	第2グループ	第3グループ	第4グループ	第5グループ
リーダー	古橋 知美	佐藤 和樹	廣田 恵子	磯原 和恵	山本 健児	角谷 式男
サブリーダー	岩瀬 武三	日下 和雄	鈴木 麗子 谷田 和也	伴 建一	岩月 和子	桑谷 直子
参加者数 【7月14日誌】	12名	18名	17名	32名	24名	15名
活動日	毎月第2、4土曜日					
開催時間	午前10時	午前10時	午後1時30分	午前9時30分	午後2時	
開催場所	いきいきホール	集会所	いきいきホール	榎組の福祉練室	集会所	

事務局 からの お知らせ

いよいよ、168人【ひろば】委員会が始まりました。これからどんなグループ活動が盛り広げられていくのか大変楽しみです。メンバーの皆様の活躍を期待しています。この『ひろばにゅーす』は、各グループでの進行状況や、各グループ内でおきた様々なエピソードなどを随時お伝えしていきます。「こんなことがあった。」「こうして欲しい。」など、ご意見をどしどしとお寄せください。お待ちしております。

【連絡先】高浜市いきいき広場内福祉課 長谷川、竹内 TEL0566-52-9871/FAX0566-52-7918
電子メール fukushi@city.takahama.nichi.jp

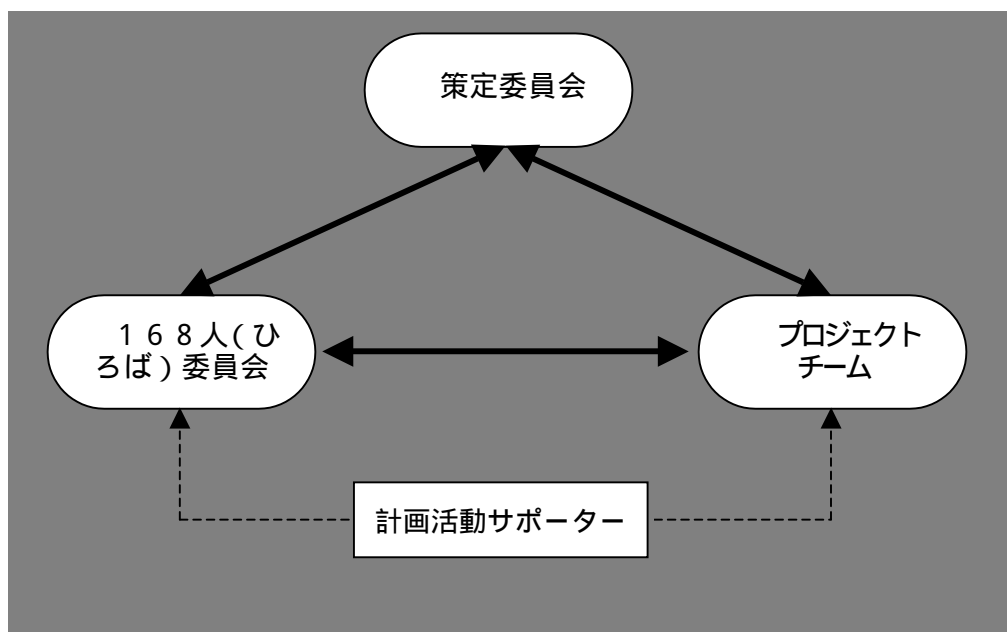
4 計画活動を進める組織主体

>> 3つの主体
>> 「発表祭」

(1) 3つの主体

計画活動の推進は、「168人(ひろば)委員会」、策定委員会、プロジェクトチームを中心として実施しました。

3つの主体の関係図



「168人(ひろば)委員会」

計画策定において住民の幅広い参加を得るためには、地域福祉に関心をもつ住民で構成される組織が必要です。そこで、策定委員会の設置に先立ち、地域福祉のあり方を検討していくために設立されたのが「168人(ひろば)委員会」です。

この委員会は「次世代型」を意識し、参加者(応募者)を小学生以上とするとともに、当事者参加も意識し、福祉サービス利用者も参加しています。また、社会福祉従事者、ボランティア、民生委員、町内会、NPOなどといった各種団体・組織及び本市職員からの参加もあり、ひとつの公民一体となった協働の場が形成されています。

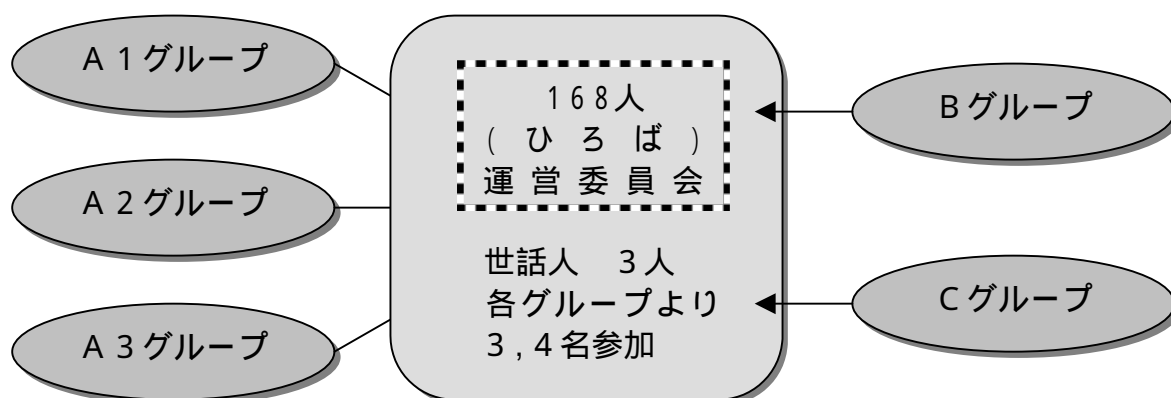
平成14年度からは、この委員会の運営・企画母体としての「168人(ひろば)運営委員会」を設置し、より一体感のある活動を繰り広げています。

また、計画策定だけでなく、計画推進においても住民自身の参加が求められることから、今後も福祉ニーズの把握や住民の意見集約の組織として引き続き存続していく必要があります。なお、この委員会での活動を通じ、新たな地域福祉リーダーの発掘や、新たな地域福祉のコア(核)を形成して地域へ送り出すといった、地域人材の循環を図ることも期待されます。

グループ活動(ワークショップ)では次のような点に配慮するよう努めました。

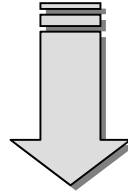
1. 先生はいない。
2. お客さんではダメ。
3. 決まった答えはない。
4. 体も使おう。
5. 笑いを取り入れる。

168人(ひろば)運営委員会



グループテーマ（H13）

	グループテーマ	サブテーマ
第1グループ	子どもから大人へのメッセージ	子どもの権利について考えてみよう！
第2グループ	『ピカッ』と光り輝く福祉サービスを求めて	利用しやすい、よりよいサービスを築こう
第3グループ	いいジャン！？ボランティアって！	自立した、いきいきライフを過ごすために
第4グループ	安心と人が支え合うまち「たかはま」	福祉でまちづくりを進めるための行政と社協の役割とは
第5グループ	いっぺんみんなで『近所づきあい』を考えまい！	21世紀の『近所づきあい』の構築



グループテーマ（H14）

	内 容
A1グループ	子どもの権利について考え、実際に行動します
A2グループ	「(仮称)ボランティアひろばセンター」をモデル運営してみます
A3グループ	高浜市らしい「福祉マップ」づくりを行います
Bグループ	地域福祉モデル計画の見直しや地域福祉活動計画への提言などを行います
Cグループ	住民の手による「福祉のまちづくり条例」づくりを行います

策定委員会

計画策定には、幅広く地域住民などの意見を反映するため、様々な関係者が参画する「策定委員会」を設置しました。委員は、社会福祉法の趣旨を踏まえ、学識経験者、民生委員、社会福祉従事者はもちろんのこと、公募による地域住民や新たな地域福祉住民組織である「168人(ひろば)委員会」の各グループリーダーから構成しました。

また、メンバーを今までのような各団体・組織・機関の代表者ではなく、「次世代型」を意識した若い年齢層にしたことで、斬新な発想・アイデアや行動力による計画活動が行われ、承認機関として形骸化されている策定委員会から脱却することができました。

本計画策定委員会の開催経過

第1回策定委員会（168人（ひろば）運営委員会と合同）

日時 平成13年5月9日（木）午後3時から

内容 委員の委嘱

会長及び副会長の選出

会長 平野 隆之 氏 副会長 角谷 式男 氏

議題

- ・今後の取り組みを説明

第2回策定委員会

日時 平成14年9月25日（水）午後3時30分から

内容 議題

- ・中間素案の検討
- ・今後のスケジュールについて
- ・意見募集（パブリックコメント）の説明

第3回策定委員会

日時

内容 議題

第4回策定委員会

日時

内容 議題

プロジェクトチーム

地域福祉計画は、個別の福祉施策を総合的に推進する計画であるとともに、保健・医療やまちづくり、あるいは市民活動・NPOの支援などとの広範な調整をする必要があります。

そこで、行政内部では関係セクションによる職種横断的な「プロジェクトチーム」を設置し、相互の連絡・調整を行うことで十分な体制を確保しました。この「プロジェクトチーム」は福祉部（福祉課、長寿課、保健課）を中心とし、こども課、まちづくり課および社会福祉協議会の職員により構成されており、非常に小回りのきくものとなっています。また、学識経験者を指導者として迎えることにより、客観的な立場からの既存の組織にとらわれない新しい発想を学ぶことができました。

さらには、地域福祉の実践・研究者や大学院生らが「計画活動サポーター」として、「168人（ひろば）委員会」のグループ活動や、「プロジェクトチーム」の会議に参加するなど、さまざまな場面において計画活動におけるアドバイスをいただくこともできました。

「プロジェクトチーム」の会議風景



(2)「発表祭」

本市における地域福祉のあり方を検討する「168人(ひろば)委員会」で討議された内容は、日頃から地域住民に対し十分に提供され、意識向上を促すとともに、その内容に対し意見を求める必要があります。

情報提供の手法としては、「168人(ひろば)委員会」の模様を伝える『ひろばにゆーす』や本市のホームページなどが挙げられますが、それに加えて委員自らで企画・運営する「発表祭」をひとつの組織主体として捉え、定期的に地域住民に対しその内容を公表するとともに、意見交換をする場をもちました。

この「発表祭」により、住民自身の発表内容に対するアカウンタビリティ(説明責任)、住民の相互協働による意識・知識の向上、住民同士の信頼感や地域への愛情の創出などが図られ、住民の福祉ニーズに合致したよりよい施策が作り出されることとなります。

発表祭の風景



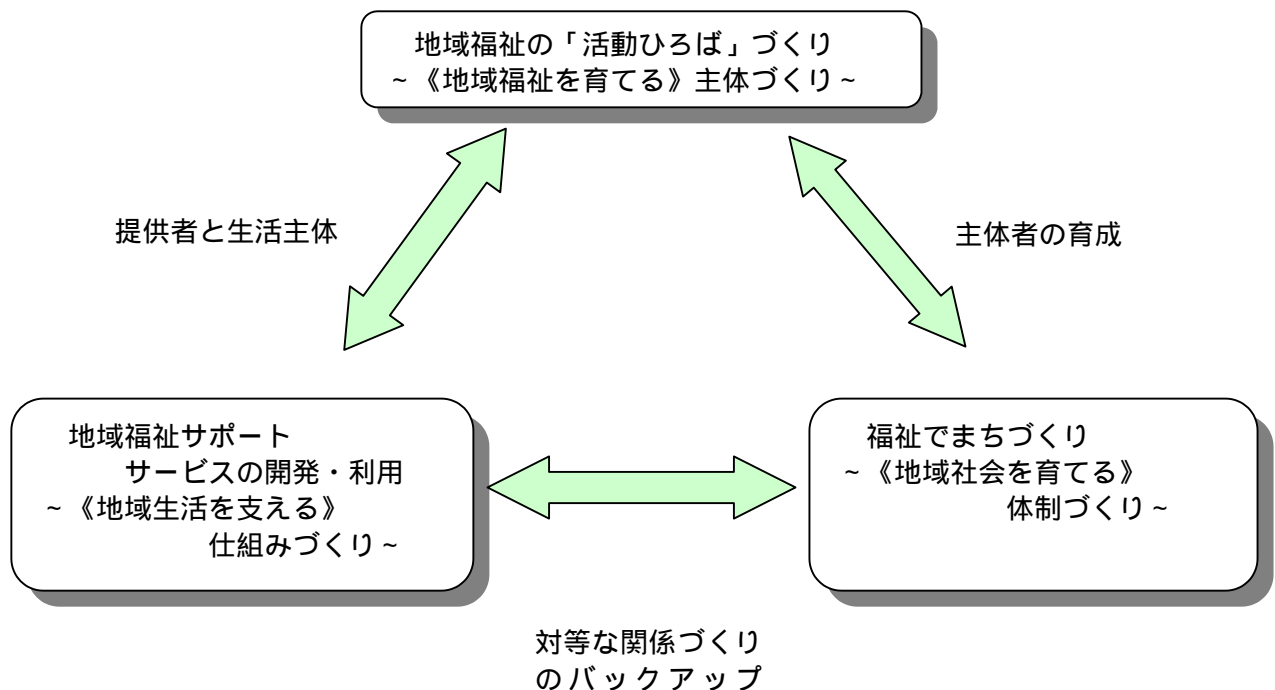
第2章 地域福祉の目標と体系

誰もが住み慣れた高浜で、人としての尊厳を持ち、いきいきと安心して暮らし続けられることを願っています。

近年、市民の福祉に対する意識も高まり、ボランティア活動や企業の社会貢献活動などの福祉活動が盛んになり、高齢者をはじめ障害者や児童にとっても暮らしやすい環境となってきましたが、決して十分とはいえない状況です。

また、福祉のあり方も「やってあげる」から、「本人の尊厳、気持ちを大切にし、本人も参加してみんなで支えていく」という福祉への転換が求められ、サービスの受け手となる当事者やその家族も主体者として、地域一体となって活動していく地域福祉の推進が重要となります。

そこで、地域住民と行政とのパートナーシップの基に、真の地域福祉の実現を図ることを目標に掲げ、従来の行政主導型の施策ではなく地域住民と行政の協働作業により、地域住民が主体的に参画できるよう、地域福祉を育てる主体づくりとしての「活動ひろばづくり」、地域生活を支える仕組みづくりとしての「地域福祉サポートサービスの開発・利用」、地域社会を育てる体制づくりとしての「福祉でまちづくり」をそれぞれが対等で相互に関係しあう3本の柱として定めます。



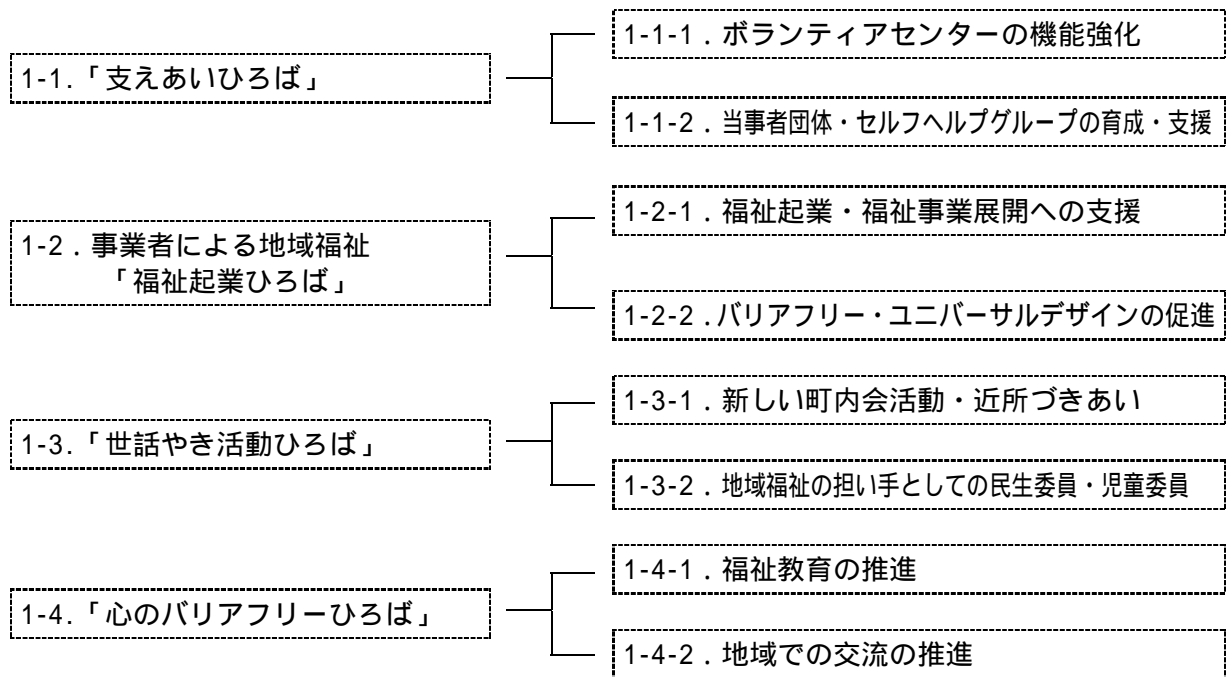
1 地域福祉の「活動ひろば」づくり

～《地域福祉を育てる》主体づくり～

福祉が大きく変わろうとしています。家族の支えを大前提に、その限界を超えたときは行政による措置がとられた行政主体の福祉に、介護保険ではサービスを有料で得る受益者負担を介すことで、新たに民間事業者が福祉に参加できることとなり、地域の主体に「民間」が参入しました。また、ノーマライゼーションの理念が浸透し地域福祉への期待が一層高まる中、平成15年4月から障害者福祉においても措置制度から支援費制度へと転換され、地域福祉の主体が「行政」や「民間」だけでなく、地域住民も含めた社会全体での取り組みが求められるようになりました。

こうした状況の中で、地域福祉を支えていくためには、それぞれの主体者が積極的に地域福祉活動に取り組むことのできる仕組づくりが必要です。また、こうした地域福祉の取り組みを新たなビジネスの機会として捉え、福祉ビジネスの創出や、障害者及び高齢者の就労の場の確保・創出に向けた支援も必要です。そして、地域福祉を推進する上で重要となるのが地域コミュニティの活性化であり、その中心的役割を担うこととなるのが、町内会であり民生委員・児童委員です。さらに忘れてはならないのが、心のバリアを取り除き、お互いを理解しあうことが重要です。

そこで、地域に暮らす人々が、それぞれの立場で多種多様な活動に参加し、互いに支えあい、高浜の地域福祉をみんなで考え育てていく主体となる、地域福祉の「活動ひろば」づくりに努めます。



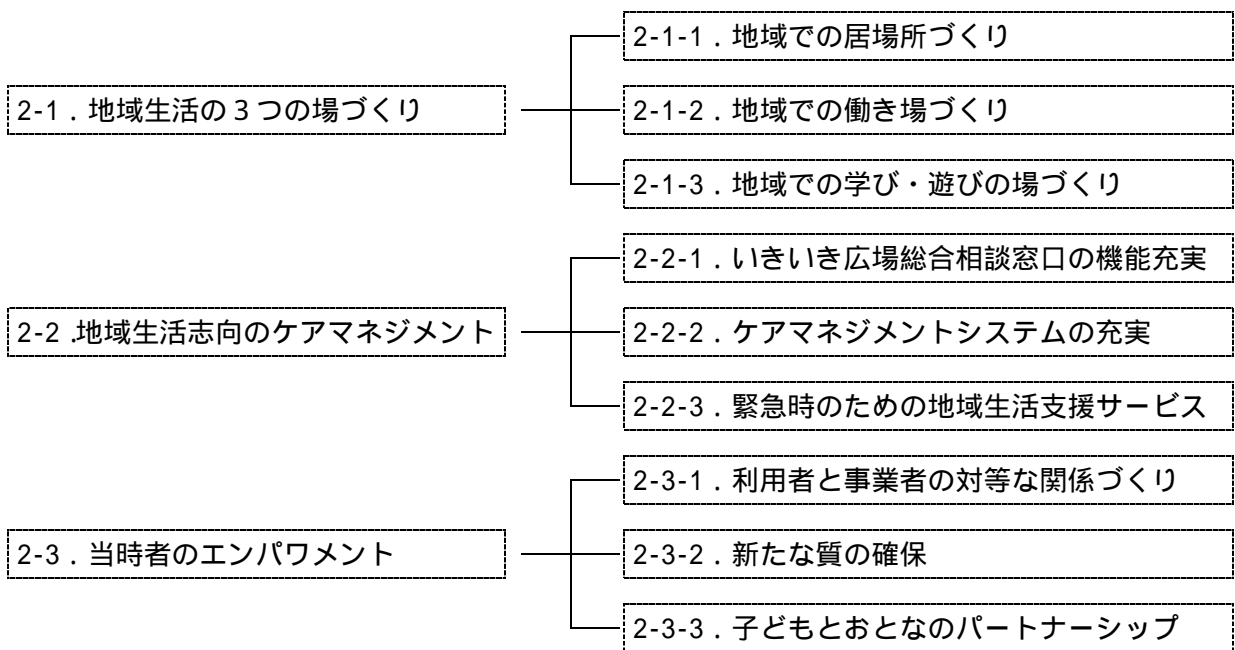
2 地域福祉サポートサービスの開発・利用

～《地域生活を支える》仕組みづくり～

今、福祉ニーズは施設福祉から在宅福祉へ、さらには、施設でも在宅でもない地域での生活を望む地域福祉へと変化し、長年住み慣れた地域で福祉サービスを利用しながら、できる限り自立した生活を営みたいという要望が高まっています。地域で生活するためには、当事者やその家族が家庭だけに留まらずに、地域へ出て、いきいきと安心して暮らせるための様々な福祉資源が必要であり、その資源を有効に利用できてこそ実現し得るものです。

地域での生活をより豊かなものとするためには、いつでも気軽に身の置ける居心地の良い「居場所」、生活を支えるとともに社会参加の基盤となる「働き場」、そして心を豊かにし自己実現を図る「学び・遊びの場」を確保することが必要です。また、地域で安心した自立生活を続けられるための支援が受けられるようケアマネジメントシステムの充実を図ることも重要であり、常に良質のサービスを受けられる仕組みづくりが必要です。

そこで、福祉サービスを必要とする人が、いきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域生活を支える仕組みとなる、地域福祉サポートサービスの開発・利用に努めます。



3 福祉でまちづくり

～《地域社会を育てる》体制づくり～

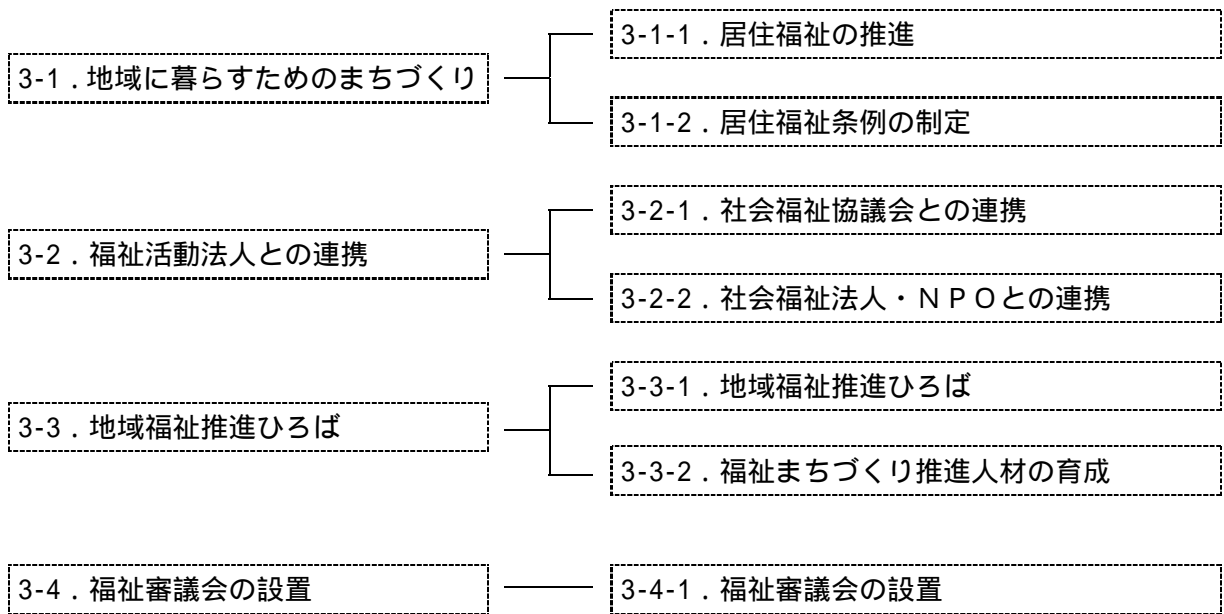
新しいまちづくりが求められています。「自分たちのまちは自分たちでつくる」という住民自治の意識の高まりのもとに、まちづくりの取り組み方も行政主導型から市民との協働型へと変わりつつあります。

今回の地域福祉計画策定に当たり、地域福祉をテーマに取り組んできた「168人(ひろば)委員会」の活動は、まさしく住民不在のまちづくりから住民主体のまちづくりへの転換であるとともに、新たなまちづくりへ向けたスタートでした。こうした活動から提案された住民の福祉に対する取り組みを、高浜市のまちづくりに位置付け、担保することが住民自治の観点からも重要となります。

また、新たな福祉ニーズに対応していくためには、地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携を一層深めるとともに、社会福祉法人や新たな活動が期待されるNPOとの連携も重要となってきます。

今後は、住民のまちづくりへの参画を一層推進するために、新たな福祉のまちづくりへ向けスタートした「168人(ひろば)委員会」の活動を継続するとともに、さらなる住民力の向上を目指した取り組みを進め、また、地域に眠っている優れた人材の発掘や、新たな人材の育成が必要です。

そこで、福祉に対する住民の取り組みを、新たなまちづくりの基本として位置付け、地域社会を育てる体制づくりとなる、福祉でまちづくりを進めていきます。



(体系図)

【第2部】

第1章 地域福祉の「活動ひろば」づくり

1 「支えあいひろば」

(1) ボランティアセンターの機能強化

概要

平成7年の阪神淡路大震災の際に、多くのボランティア団体が救援・復興活動に大きな役割を果たしたことは広く注目を集め、以後、災害救援のボランティア活動だけでなく、福祉、教育、環境保全など様々な分野でボランティア活動が活発に行われています。さらに21世紀は、地方分権の時代であると言われる。言い替えると、住民の社会参加が必要不可欠ということです。こうした時代背景や現在行われている多種多様のボランティア活動を把握し、地域での福祉活動をコーディネートしていくためには、既存の「ボランティアセンター」をより充実することが重要であるといえます。

現状

現在のボランティアセンターは、社会福祉協議会が主体となり運営しています。登録者は、およそ1,000人で、人口比率では約2.5%となっています。ボランティアセンターに登録していなくても、地域を中心として環境整備活動をしている団体や会社を軸として地域貢献活動している企業ボランティアがあります。また、隣近所での助け合いの精神のもとにボランティア活動をしています。







しかし、多種多様となっているボランティア活動を必ずしも把握しきれていないため、参加意識が高まりつつある住民の地域活動が実のあるものに結びついていません。

そのため、「168人(ひろば)委員会」のあるグループでは、実験事業として、地域住民による、地域住民のためのボランティアセンター「ちょっこらや」を立ち上げて活動を始めています。

推進課題

「いきいき広場」を地域福祉活動の拠点とし、住民やNPOなどの力を積極的に取り入れ、「ボランティアひろばセンター」と親しみやすい名称でPRするとともに、誰もが気軽に立ち寄ることができ、気軽に活動を依頼することができるスペースの確保とコーディネート機能を充実します。

また、地域に根ざした、地域住民による、地域住民のための「地域型ボランティアセンター」の開設を支援していきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
「ボランティアひろばセンター」の設置	 スペースの確保・試行 開設		
ボランティアコーディネーターの養成			
定年退職者の社会貢献活動の推進			
NPO活動に関する相談及び支援			
「地域型ボランティアセンター」の実施	 試行 拡大		
地域の社会資源データベース化と情報提供			

168人（ひろば）委員会からの意見

社会福祉協議会が主体となっている運営をより有効で、きめの細かい柔軟な対応ができるように、住民主体（NPO 団体なども考えられる）に切り替えてはどうか。

地域に根ざしたコーディネートが行えるよう、核となるコーディネーターが必要ではないか。

定年退職者の社会参加という点で、企業との連携や地域での活動の場を確保することが重要であり、定年退職者の社会参加により地域福祉が活性化、また充実し、さらにはボランティア人口も増大するのではないか。

気軽に立ち寄れ、気軽に活動できるよう「ボランティアひろばセンター」と名称を改めPRしていくことが必要ではないか。

ボランティアセンターの登録団体の状況（H14）

	グループ名	会員数		グループ名	会員数
1	明るい社会づくり高浜	54	21	県屋根葺技工組合西三河支部	14
2	碧水会	9	22	クリエイティブ高浜	3
3	高浜市心身障害児を守る会	休止中	23	あじさいの会	9
4	高浜高校福祉課家庭クラブ	118	24	たんぼぼ	7
5	高浜赤十字奉仕団	77	25	ラベンダーの会	9
6	トキの会	6	26	なでしこの会	11
7	小菊の会	13	27	さくら草	10
8	あかりの会	48	28	くすの木グループ	59
9	要約筆記M i M i	15	29	宅老サークル	237
10	K O K O	32	30	すずらの会	7
11	高浜市役所ボランティアクラブ	30	31	あすか	19
12	記録の会	4	32	りずむの会	5
13	あかいふうせん	15	33	こずえ	31
14	土曜おはなし会	9	34	ブラインドガイドボランティア シクラメンの会	21
15	手話っち	12	35	読みきかせ おはなしカンガルーの会	12
16	コスモスの会	10	36	くりっく高浜	51
17	ちゃんと・ちゃんと	10	37	高浜市交通安全指導員会	52
18	人形劇団おにっこ	4	38	ひだまりの会	15
19	点訳サークル モビール	17	39	高浜市応急手当ボランティアの会	31
20	ひまわりの会	6	40	わかぎ塾専属ボランティア	19
				合 計	1,111

(2) 当事者団体・セルフヘルプグループの育成・支援

概要

同じ悩みを持った人たちが集まってグループをつくり、仲間同士で助け合うという「セルフヘルプグループ」(当事者組織)づくりが広がり始めています。こうしたグループは、同じ境遇の人たちが集うことで心安らぐ場となり、また、自分たちの抱える諸問題をともに解決していく良き仲間として励ましあい、自発的かつ主体的な活動を展開していることから、セルフヘルプグループを育成・支援をしていくことが重要です。

現状

本市では、当事者団体として「身体障害者福祉協会」、知的障害児(者)の保護者を中心に組織された「手をつなぐ育成会」、「痴呆性老人を支える家族の会」、精神障害者の家族を中心に組織された「あおみ会」などが活発な活動を展開しています。また、心身障害児の母子通園施設「みどり学園」の卒園者の保護者で組織するセルフヘルプグループは、「バーベキュー大会」や「お泊り体験」など、さまざまな活動を展開しています。しかし、当事者や家族(親、兄弟など)の障害の受容のために、同じような問題を抱える仲間との出会いが十分とはいえない状況です。

推進課題

当事者団体活動に関わる組織の活動拠点を「いきいき広場」とし、関係機関と連携しながら、NPOを含めた当事者団体活動を育成・支援していきます。また、当事者及びその家族も、自発的に社会参加するとともに、社会の一員としての役割をも分担する必要があります。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
当事者団体（組織）活動の育成・支援	課題の把握		
セルフヘルプグループへの情報の発信			
当事者と地域との交流活動等の推進			

168人（ひろば）委員会からの意見

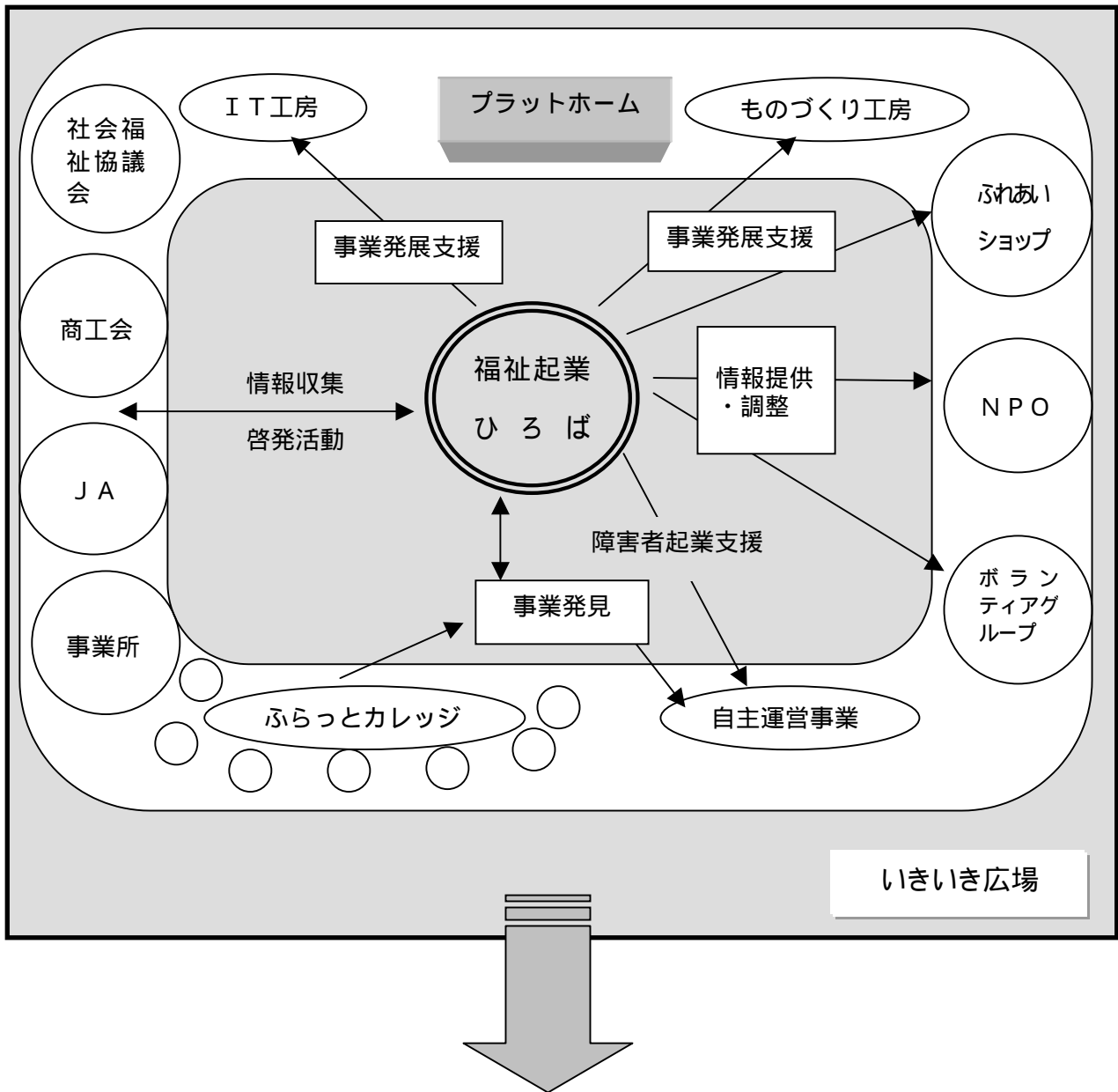
当事者団体やセルフヘルプグループは、さらなる自主性を発揮する必要があるのではないか。

関係機関が当事者組織に対する古いイメージを捨て、支援していくことが重要ではないか。

セルフヘルプグループを育成・支援するには、内面的な心理的ニーズなどで困っている当事者自身が、お互いの情報交換をする意味でも、気軽に集まれる環境を整えることが必要ではないか。

2 事業者による地域福祉「福祉起業ひろば」

「福祉起業ひろば」の果たす役割



雇用や福祉起業・福祉事業へ展開

IT工房「くりっく」



ものづくり工房「あかおにどん」



(1) 福祉起業・福祉事業展開への支援

概要

障害がある人もそうでない人も、福祉に関する情報を得ることによって、新たに起業化できる分野を見出せる可能性があります。また、市内には、伝統産業である窯業や自動車をはじめとする輸送機器関連企業などのさまざまな事業者があります。これらの事業者が福祉に目を向けることによって、新たな分野としての福祉事業への展開の可能性もあります。こうしたことから、事業者や商工会などの参画を得て、いきいき広場に福祉起業などの様々な情報を集め、またはその情報を発信することによって、事業者と障害者とのコーディネート役としての機能を担い、福祉起業・福祉事業展開への支援をしていくことによって、福祉意識の向上や福祉サービスの充実、さらには、障害者の自立に繋げていく必要があります。

現状

高齢者の能力・技能を再活用できる場として整備したものづくり工房「あかおにどん」では、そこから生まれる製品が、楽しみの域から事業へと発展できる可能性としての活動が始まっています。また、パソコン操作による介護予防事業を展開するIT工房「くりっく」では、障害者を対象としたパソコン講座も始めており、障害者が技術を取得することによって雇用や事業化へつながることも夢ではありません。





こうした状況は、地域の財(人の財)との連携によって成り立つものと、新たな拠点整備によってそこから事業化へと発展するものがありますが、始めから雇用の場を確保するという視点ではなく、結果として雇用に結びついていくという視点に留意しながら展開を図ることが求められています。

推進課題

市内の企業や事業者が地域との係わりの中に入っていくことは、障害者への理解を含め、産業と福祉の交流ともなります。このような活動を積極的に展開することで、いくつかの起業化・事業化などのできる分野の掘り起こしに繋がることなども考えられます。

そこで、いきいき広場に様々な地域の財（人、組織、社会資源、情報など）に係る情報を集め、そこを「プラットフォーム」として位置づけることで、起業化などに向けた情報発信や障害者などの起業コーディネート役としての役割を新たに起こしていきます。

また、まちづくり事業の一つとして実施している「ふらっとカレッジ」は、地域における幅の広い展開が期待できることから、より積極的な推進を図っていきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
起業コーディネートシステム（プラットフォーム型）の構築			
産業と福祉の交流会開催への支援			
障害者向けパソコン講座の開催			
「ふらっとカレッジ」の積極的な推進			

168人（ひろば）委員会からの意見

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

概要

障害者自身が普通に生活できる環境は、健常者とともに共有し、活用できる資源として整備していかなければなりません。障害者自身が地域の中で安心して生活できる環境は、とりもなおさずライフステージに即して活用できる環境の整備を目指していくことでもあります。こうしたことから、バリアフリーとユニバーサルデザインの促進に努めていくことが必要です。

現状

バリアフリーの推進は、平成10年に策定された「高浜市人にやさしい街づくり計画」に位置づけて、その整備に取り組んでいるところです。公共施設や鉄道の駅などでは、障害者専用のエレベーター設置や障害者専用トイレ等の整備が進んでいるのを目にするようになってきました。

しかし、その場所は、普通に使うには使いづらいような場所であったり、障害者のみの利用に制限されていたりするなど、過剰に意識しすぎて誰でも利用できない逆バリアと思えるような状況を見受けることもあります。

また、本市では、介護福祉機器の試作にも取り組んでいるものづくり工房「あかおにどん」などを拠点として、ユニバーサルデザインの開発・製作などに取り組み、実用新案も夢ではない新たな製品を発信できる拠点も整備されています。

ものづくり工房「あかおにどん」の作業風景






推進課題

公共施設におけるバリアフリーの整備は、「人にやさしい街づくり計画」に基づいて引き続きその整備を図っていくとともに、不特定多数の住民が利用する店舗などの民間施設のバリアフリー化についての啓発活動に努めていきます。また、その整備に対する補助制度についても検討します。

一方、ユニバーサルデザインの考え方である「年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、全ての人々が利用できる製品、施設などの普及を図る」ための啓発活動に努めていきます。

また、ものづくり工房「あかおにどん」で開発・製作したユニバーサルデザイン製品をいきいき広場で展示するだけでなく、イラストや写真で紹介するパンフレットなどの作成や、IT工房「くりっく」でホームページを作成して広く情報発信を行っていくとともに、新たな発想を生み出す機会ともなりうる産業と福祉の交流会の開催への支援も行っていく予定です。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
店舗などの民間施設のバリアフリーのための啓発と補助制度の検討			
ユニバーサルデザインの普及のための啓発			
ものづくり工房「あかおにどん」で開発したユニバーサルデザイン製品の情報発信			

168人(ひろば)委員会からの意見

3 「世話やき活動ひろば」

(1) 新しい町内会活動・近所づきあい

概要

地域住民の生活が向上発展するためには、住民の生活課題に適切に対応した町内会活動が一層求められます。また、隣人同士がお互いに助け合い、支え合うという「頼りになる近所づきあい」を創り上げていく必要があります。

現状

町内会制度が、平成5年度に発足してから9年が経過しました。町内会は、住民が地域で生活していくうえでの様々なサービスの提供や、町内会活動の拠点となる施設の管理・運営を行っています。また、児童の健全育成、健康づくり、共同募金への参加などの福祉活動や災害時の迅速な救助活動のための自主防災訓練に積極的に取り組んでいます。新しい町内会活動のキーワードは、地域福祉活動です。現に、ある町内会では、高齢者介護を考えるシンポジウム、やさしい介護教室、宅老所の運営などの活動に取り組み好評を得ています。

また、災害発生直後の救援活動における町内会の役割は重要です。自主防災訓練を通して災害時における町内会拠点、隣組拠点の設置、非常時災害情報システムの構築、災害弱者安否確認システムの構築などが重要です。現に、災害弱者のリストとマップを作成した町内会があります。

一方、昔の近所づきあいは、物が不足していたこともあり、おすそわけや井戸端会議などで良好な人間関係が日常の生活の中から生まれ、知らず知らずのうちに助け合い・支え合いや情報交換が日常生活の基盤となっていました。しかし、現在の近所づきあいは、物が豊かとなり、ひとりで生活できるようになったという背景があり、子どもを介しての近所づきあいや、犬の散歩を通しての近所づきあい、あいさつ程度のつきあいになっています。このように近所づきあいが「頼りになる近所」から「あいさつを交わすだけの隣人に」へと変化した現在では、地域の中でのふれあいが欠けており、ひとり暮らし高齢者など社会的に弱い立場の人との意思疎通が不十分な状況にあります。

推進課題

地域福祉活動を推進するためには、住民が主体となった世話やき活動が重要です。そのため、町内会に「世話やきサポーター」という地域福祉活動推進役の設置への働きかけ及び育成・支援をしていきます。また、行政と町内会が協働・連携し、町内会館を誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場、集う場としての活用や、グループ活動、行政・社会福祉協議会からの出前講座、出前サービスの場としての活用を検討します。

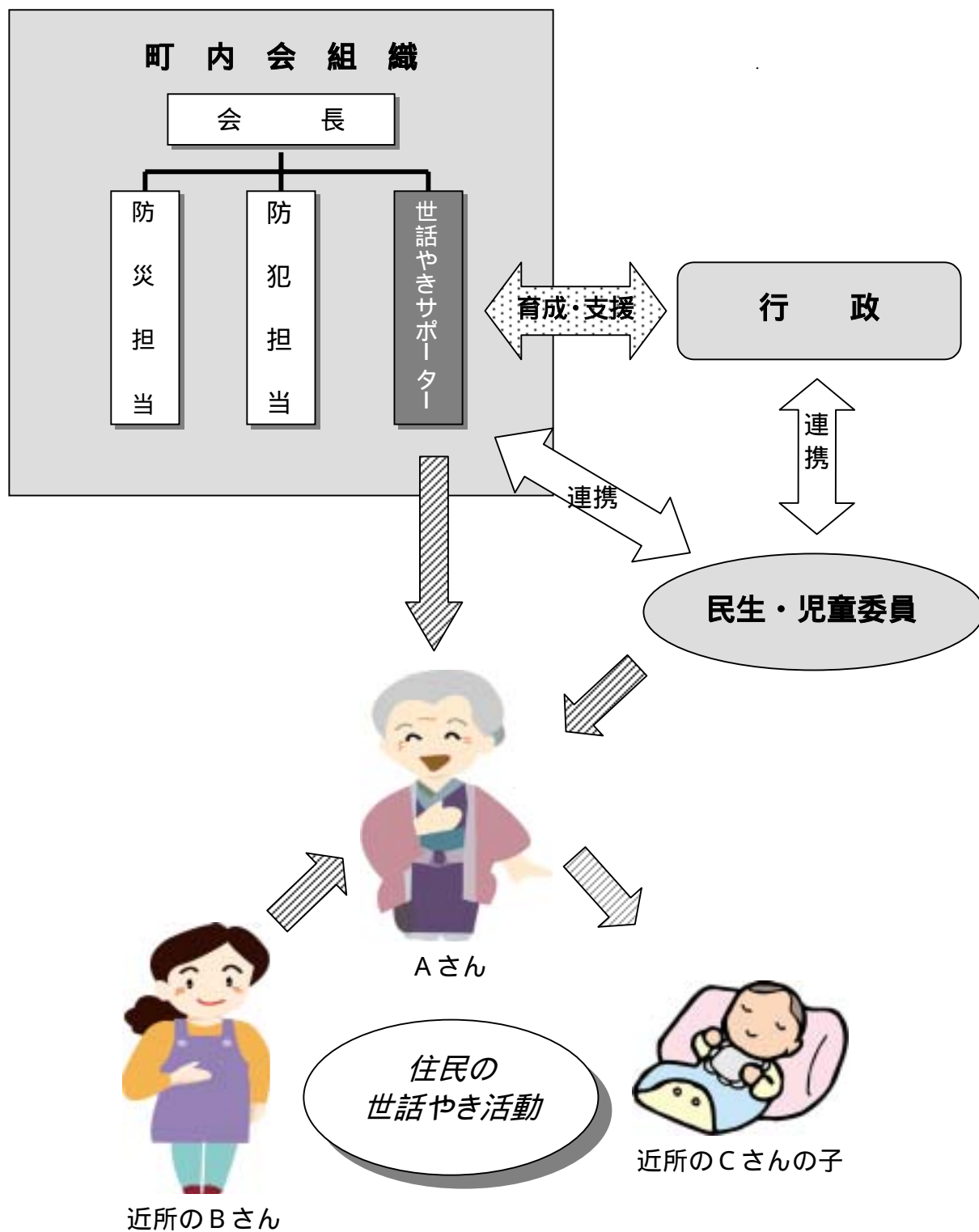
一方、新しい近所づきあいを具体化させるために、子育て、健康づくりなどの不安を解消するためのふれあいの場づくりが必要です。そのため、支えあいにつながる誰でも行ける身近な居場所を公募するなど居場所の発掘・発信に努めます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
世話やきサポーター設置への働きかけと育成・支援			
町内会館の憩いの場、集う場としての活用の検討			
居場所の発掘・発信			

168人（ひろば）委員会からの意見

- 町内会は近所づきあいの原点である。
- 次世代型町内会を目指し、青年部を作ってはどうか。
- 本郷町町内会役員との意見交換の結果、「地域福祉推進のために町内会として何が出来るか。」継続して検討していただけることとなった。また、各町内会に対して本郷町の取り組みの紹介や、単身高齢者などへの広報配布時の声掛けや安否確認の提案などを行ってほしいとのこと。
- 町内会での地域福祉担当の配置が必要ではないか。

Aさんを取り巻く「世話やきサポーター」



(2) 地域福祉の担い手としての民生委員・児童委員

概要

民生委員・児童委員は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」とされていることから、地域福祉の中心的担い手としてその活動に取り組んでいくことが重要です。

現状

民生委員・児童委員活動の内容も時代とともに変化し、「相談・指導」の件数が減少傾向にある反面、「友愛訪問・安否確認のための訪問」の件数が増加しており、地域社会の中での住民への支援と見守り活動への期待が高まっています。

本市においても、ひとり暮らし高齢者見守りネットワークの一環として、民生委員・児童委員と日本福祉大学高浜専門学校生とが一緒になって担当地区のひとり暮らし高齢者宅を訪問する「見守りニーズキャッチ運動」を展開しています。

また、子育てをめぐる問題が深刻化する中、児童虐待の未然防止や子育て不安の解消など児童委員としての活動への期待も高まっています。

民生委員活動の状況



相談内容	件数	相談内容	件数
地域福祉・在宅福祉	3 2 2	年金・保険	1 2
家族関係	1 3 5	非行・養護・健全育成	6 2
住居	1 2	生活環境	5 9
健康・保健医療	3 6	その他	1 6 1
仕事	4 8		
生活費	1 1 3	計	9 6 0

平成13年度における相談件数

推進課題

民生委員・児童委員は、地域での「世話やき活動」の核となるとともに、「世話やきサポーター」などと連携して地域福祉活動を推進していく必要があります。また、地域の各種団体間との連携を深めることも必要です。そのため、住民の視点から福祉サービスを必要とする人に適切なサービスを繋ぐことができるよう、各種サービス制度を常に把握する一方で、住民情報キャッチのためのアンテナを高く張って日々の活動に取り組んでいくことが重要となります。

したがって、民生委員・児童委員に対して十分な情報を提供するとともに、必要な知識を身に付けるための研修会の開催に努めていきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
民生・児童委員と町内会との連携の推進			
民生・児童委員への情報提供と研修会の開催			

168人(ひろば)委員会からの意見

○安心して住みつけられる福祉のまちづくりのため、民生・児童委員協議会、町内会、婦人会、子ども会等の地域団体のネットワークを構築し、活動内容等の情報交換が重要である。特に、災害時における災害弱者の安否確認のためには、民生委員・児童委員と町内会との連携が重要である。

4 「心のバリアフリーひろば」

(1) 福祉教育の推進

概要

平成13年7月に「学校教育法」及び「社会教育法」が改正され、青少年の学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動の促進などが新たに規定されました。

本市における福祉教育の具体的な取り組みとしては、市内小・中学校が社会福祉協議会と連携し、車いす等の各種体験や福祉現場での体験を通して思いやりや助け合いについて学んでいます。

このように、小さい頃から偏見や差別など意識上の障壁(心のバリア)を除去するための心のバリアフリーを目指した福祉教育の展開はもちろん、地域での広く住民を対象とした福祉教育が必要です。

現状

総合的な学習に備え、各小・中学校では、地域との連携・交流をどのように進めたらよいか模索し、総合的な学習の柱の1つとして福祉教育が位置づけられました。この福祉教育は、地域(生活)を基盤とした福祉体験・学習、ボランティア活動でなければ、その意義が薄れてしまいます。したがって、福祉教育の担い手は、学校と地域と福祉現場です。単に見学に終わらず、クラスで勉強し、現場体験し、クラスで発表し、学習発表会に父兄や地域の人が参加することにより、生きた福祉教育が実践されます。

現状では、各小・中学校とも福祉教育による地域との連携・交流を進めるにあたり、橋渡し役(コーディネーター)がなく困っています。

また、町内会行事として車いす体験を実施したところもありますが、地域の一部においての取り組みに過ぎません。

推進課題

生きた福祉教育の推進のためには、学校、地域と福祉現場の調整を図るコーディネーターの役割が重要となります。そのため、社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動推進協議会を設置してコーディネート機能を担うとともに、学校での福祉教育だけでなく、すべての住民を対象とした福祉教育を推進し、心のバリアフリーを進めていきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
地域福祉活動推進協議会の設置		→	
地域での福祉教育の推進	→		

168人(ひろば)委員会からの意見

- 「地域に身近な学校との連携を考える」ため、市内の小学校の校長先生との意見交換を行った。各校長先生とも「地域との交流」を望んでいますが、交流の橋渡し役(コーディネーター)がなく困っているのが現状であるとのこと。

福祉実践教室の様子



(2) 地域での交流の推進

概要

地域が地域で生活する障害者を理解するためには、障害者自身が地域へ出ていくことや、地域も障害者を意識することなく受け入れることが重要です。そのためには、地域での交流を推進し、心のバリアフリーを進めていく必要があります。

現状



ある小学校では、「開かれた学校」づくりの一環として、「おやじの会」を立ち上げ、学校や町内会などと協働して様々な活動を展開しており、その活動のひとつとして、障害者を招待してのバーベキュー大会を行い、障害者と地域の交流を図っています。

また、宅老所「じい&ばあ」には、授産所「高浜安立」の利用者が訪れ、あるときには、ボランティアスタッフとしての役割を果たし、地域との交流だけでなく、高齢者との交流につながっています。

しかし、現状では、地域の一部においての交流のみであり、十分な交流が行われていないといえません。

推進課題

心のバリアフリーを推進するために、障害者を対象とした運動会への地域住民の参加や地域行事への障害者の参加など、地域での障害者との交流推進へ支援するとともに、障害者の持つ能力に応じて、高齢者などのお世話をする機会を創出することによって世代間交流を図ります。

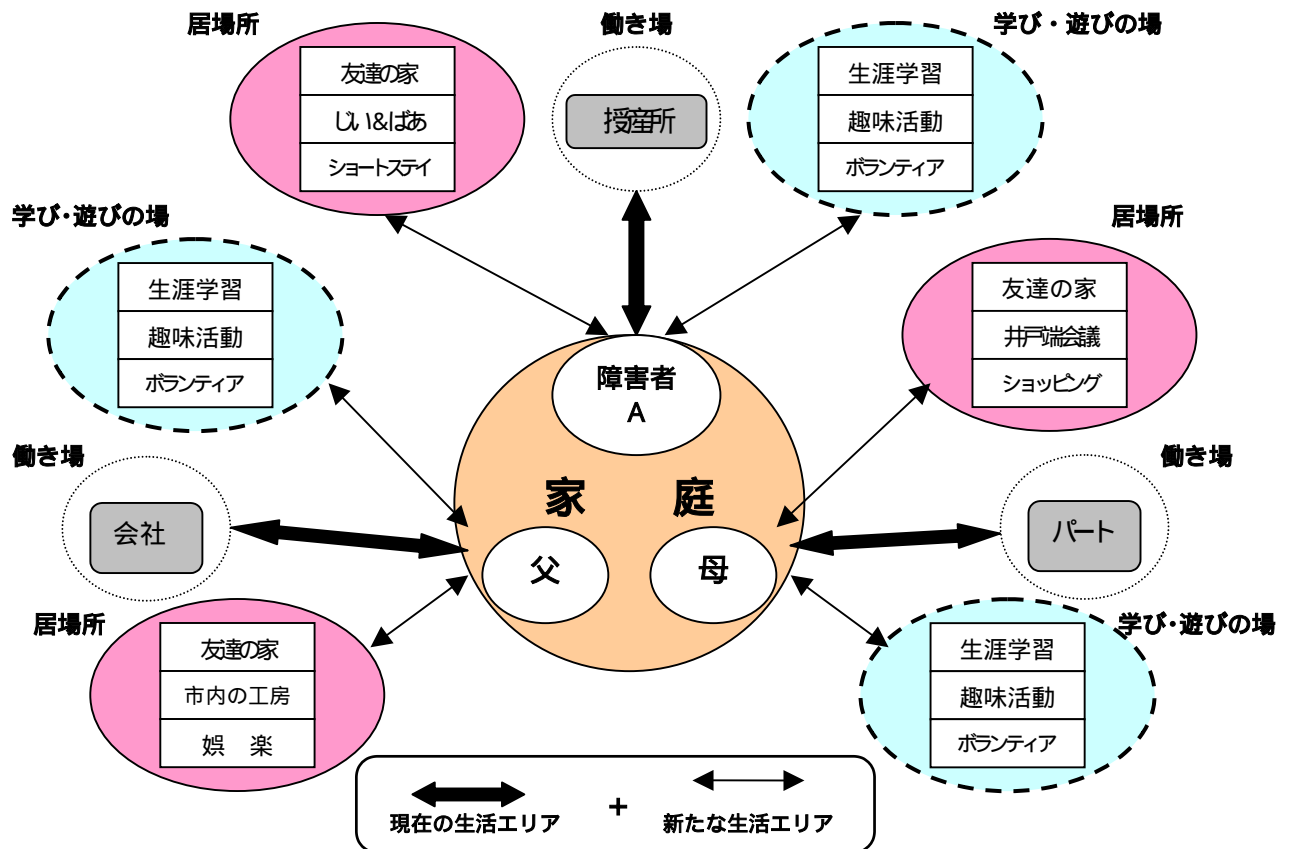
実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
地域での交流推進への支援			
世代間交流の推進			

168人(ひろば)委員会からの意見

1 地域生活の3つの場づくり

- 障害者と暮らす家族が理想とする生活スタイル -

地域で普通に暮らすということは、
 「今日は、家族がそれぞれ好きなことをやった1日だったね」と言える暮らし
 (障害者施策審議会Bグループの障害者と暮らす家族の意見から)



- 居場所、働き場、学び・遊びの場 -



(1) 地域での居場所づくり

概要

かつては、地域の中には気のあった仲間がいつも集まる家や店などがあり、軒先や店先で雑談や情報交換をする光景がみられました。ここに集まる人たちは、何かをすることを目的に集まるのではなく、ただ「自分にとって居心地の良い場所」として集まってきます。こうした居場所は、地域での交流の場として新たな人との出会いを生み、仲間づくりの重要な役割を果たしています。また、こうしてできた「気の合う仲間」は、相談したり励ましあったりと「互いに支えあう仲間」として心強いものになっていることから、地域での居場所づくりが必要です。

現状

最近では、地域の中に居場所を持たず、地域へ出ていくことなく、家に引きこもる生活を送る人が増えています。平成11年度から高齢者の居場所として「宅老所」の整備を進め、高齢者だけでなく子どもとのふれあいの場にもなっています。また、平成14年度には「高浜いちごプラザ」を開園し、子育て中の親子同士が気軽に集える居場所として利用されています。しかし、地域での支援を最も必要とする障害者にとっては、地域での居場所を確保することがまだまだ難しい状況にあります。そのため、「168人(ひろば)委員会」のあるグループでは、実験事業として、グループメンバーをはじめ障害者とその家族が公民館に集い、みんなで昼食会の準備をし、みんなで楽しく語り合う「みんなの家」を始めました。





高齢者の居場所「宅老所」



推進課題

居場所を必要とする人に必要な居場所を選択できるように、まち全体を居場所のフィールドとして捉え、新たな居場所を発掘・創出していくとともに、多くの人が利用しやすいように、居場所情報の発信に努めます。

また、公共施設をはじめとする既存施設を活用した障害児(者)と親同士の集いの場づくりに支援していくとともに、中学生や高校生が気軽に集い、学び、遊べる居場所づくりに努めます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
居場所公募制度の創設			
既存施設を活用した障害児(者)と親同士の集いの場づくり	試行	実施	
居場所情報の提供			
セルフヘルプグループづくりに関する支援			

168人(ひろば)委員会からの意見

○養護学校へ通う親子にとって夏休みというのは、一人で自由に遊べない障害児と保護者は家に閉じこもりの生活となり、保護者はくたくたに疲れ、体調を崩すこともあり、障害児の一時預かりとなる地域での居場所が強く望まれている。

(2) 地域での働き場づくり

概要

障害者の多くは、社会参加や経済的自立のため一般就労を希望しています。しかし、現在の経済の低迷による厳しい雇用環境や障害者自身の就労に対する不安により、一般就労に結びついていないのが現状です。そこで、いきいき広場にプラットフォーム型雇用コーディネートシステムを構築し、障害者などへの一般就労や起業を支援していきます。

現状

高齢者や障害者が働く環境は、産業の機械化や低コスト化に加え、さらには、長引く経済不況などにより働き場を確保することがますます困難な状況にあり、働きたくても働けないのが現状です。知的障害者・精神障害者の福祉的就労の場としての授産所「高浜安立」・「あおみ」センター」があるものの、十分な状況ではありません。また、高齢者の働き場として「シルバー人材センター」などがあり、長年培ってきた能力や技術を活かされるいきがいの場にもなっています。

また、IT工房「くりっく」では、障害者を対象としたパソコン講座を開催しており、高い技術を習得することによって一般就労や起業化も夢ではありません。

推進課題

事業者や商工会などの参画を得て、いきいき広場に雇用にかかる情報を集め、障害者などにその情報を発信することによって、事業者と障害者などとのコーディネート役を果たしていきます。同時に、障害者の就労に向けた「就労カルテ」の整備についての検討もしていきます。

また、企業や地域との連携を強化し、地場産業を活かした「すきま仕事」の掘り起こしなどの起業支援を図り、地域での働き場の確保・創出に努めます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
雇用コーディネートシステム（プラットフォーム型）の構築			
「就労カルテ」の整備			
地場産業を生かした「すきま仕事」の掘り起こし			
就労・生活相談機能の充実			

168人（ひろば）委員会からの意見

- 障害者が働く場合、雇用側だけでなく当事者やその家族も様々な不安を抱いていることから、相談機能を充実させる必要がある。
- それぞれの障害にあった仕事は必ずあるはず。障害者を理解しあうことが新たな働き場の創出に繋がる。
障害者の就労の場として、地場産業である養鶏場を活用してはどうか。

(3) 地域での学び・遊びの場づくり

概要

障害者が求める自立とは、経済的自立と身辺自立だけではありません。障害があっても、自己選択・自己決定をするなかで、一人ひとりが精神的に自立した生活を営む権利があります。そのため、障害者も自己実現を図るために、積極的に生涯学習や社会貢献活動への参加を希望する人が増えています。また、障害者にとっても働くだけの人生ではなく、学んだり、楽しんだり、一生懸命がんばるというよりも、少し背伸びをし、好きなことに目を向け、ゆとりを持ってすべてにトライすることも重要です。こうした傾向は、障害者のみならず高齢者も同様です。人生を心豊かに送るためにも、地域での学び・遊びの場づくりが必要となります。

また、児童においては、平成14年度からの「総合的な学習の時間」の実施や、学校週5日制による土、日曜日の居場所を、学校・家庭・地域がそれぞれの場において取り組むことが必要とされています。

生涯学習というのは、何か高度な知識や教養、資格取得のための専門的な学習だけではなく、体験的に身体を動かすものや、文化的なものからスポーツ的なものなど幅広いものであり、趣味やそれぞれの人々が持つ様々な学習要求を多様に発展させていくことが必要です。

現状

パソコンの経験や興味のある高齢者の人たちがボランティアで運営するIT工房「くりっく」では、高齢者や障害者を対象にパソコン指導を行っています。また、企業のOBや高齢者、地域の職人さんたちのボランティアによるものづくり工房「あかおにどん」や、地域のお店やさんや生産者の方を講師に迎えて開催する「ふらっとカレッジ」なども、地域の人材や地域資源を活用して様々な生涯学習の機会を提供しています。

推進課題

高齢者、障害者及び児童・生徒のそれぞれのライフステージにあわせ、地域の人材や資源を活用した生涯学習や、遊びのメニューを提供する学び・遊びの場づくりに努めます。

また、障害者が支援を受けるだけでなく、本人の能力に応じて社会貢献できる場を創出していきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
居場所公募制度の創設			
既存施設を活用した学び・遊びの場づくり	試行	実施	
学び・遊びの場の情報提供			
障害者などの能力を活かせるボランティア活動の機会の創出	試行	実施	
障害者にも配慮した生涯学習講座の開催			

168人（ひろば）委員会からの意見

- 障害者を対象とした生涯学習講座が少ない。
- 障害者だって専門の指導者による本物の学習を受けてみたい。
- 地域には自分の特技や能力を地域で活かしたいと思っている人はたくさんいるけど、活かせる方法が分からないでいるのが現状。

2 地域生活志向のケアマネジメント

(1) いきいき広場総合相談窓口の機能充実

概要

総合相談窓口の「総合」とは、高齢者・障害者にかかわらず、地域で福祉に関する様々な問題を抱える住民の身近な相談や調整などに対応できてこそ、はじめて「総合」といえるものになります。

いきいき広場の総合相談窓口を、地域住民の身近な相談窓口として機能を充実し、また、専門機関や当事者団体への橋渡しを充実させるとともに、制度だけでは解決できない様々な生活課題を、地域住民が主体となって取り組む活動やサービスに結び付け、課題解決へと導くことが重要となります。

現状




平成8年、福祉のコンビニエンスストアをイメージした「いきいき広場」を開設しました。また、平成11年6月には介護保険制度の導入に向けて、多様なケースに対応できる相談体制の確立と、多岐にわたるサービスを横断的に調整するため、「いきいき広場」に総合相談窓口を設置しました。

窓口は行政職員、在宅介護支援センター職員、地域福祉サービスセンター職員、日本福祉大学高浜事業室職員で構成し、その職種も保健師、介護福祉士、社会福祉士、作業療法士、ケアマネージャー、高齢者権利擁護専門員などの専門職を配置し、介護保険の対応については、初期相談から要介護認定の手続きの方法やケアプラン作成、福祉サービスからインフォーマルサービスの調整や健康面及び生活面の相談など、高齢者の生活に関するすべてを一つ窓口で行えるようにしています。

しかし、障害者や地域住民が抱える生活課題に関する相談体制は、まだまだ十分とはいえない状況です。

推進課題

地域で様々な生活課題を抱える高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者をはじめとする地域住民に対して、課題に対する不安の解消を図ったり、課題解決に向け専門機関や当事者団体などへの橋渡しをするために、関係機関との連携を一層深めるとともに、地域住民が主体的に取り組む活動やサービスによって解決が図られるよう、いきいき広場総合相談窓口の機能を充実します。また、総合相談窓口の職員に対する研修をより一層充実するとともに各部局との連携を強化し、横断的な対応を図っていきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
障害者に対応できるコーディネーター（ケアマネージャー）の育成及び配置			
職員に対する各種施策の横断的研修の実施			
専門機関や当事者団体との協働による相談体制の確立			

168人（ひろば）委員会からの意見

- どこへ相談していいのかわからない事って結構ある。誰もが気軽に利用できる相談窓口があると安心できる。
- 高齢者・障害者・子どもが気軽に相談できる窓口の整備。（総合相談窓口体制の整備）

(2) ケアマネジメントシステムの充実

概要

ケアマネジメントとは、ケアマネージャーが高齢者や障害者の生活における障害をニーズとしてとらえ、制度としてのフォーマルサービスや、また、地域住民やボランティアなどの地域の資源によるインフォーマルサービスを結び付け、より質の高い地域生活を支援していくものです。また、ケアマネジメントによって当事者やその家族は、ケアマネージャーの「見守り」による安心や、人生への「希望」を得ることになります。

こうしたケアマネジメントは、高齢者や障害者だけでなく、すべての地域住民の生活の質を高めていくうえでも、また、地域福祉を推進するには不可欠で、重要なシステムとして位置付けられていることから、ケアマネジメントシステムの充実が重要となります。

現状





介護保険制度では、要介護者へのケアマネジメントが行われ、ケアマネージャー、サービス提供事業者などによるケア会議を開催し、ケース検討や情報交換が行われ、ケアプランを作成しています。しかし、地域でこうしたケアマネジメントを受けているのはごく一部であり、地域にはケアマネジメントを必要としている人が潜在しているのが現状です。

推進課題

ケアマネジメントでは、個々のニーズに対して地域の資源を連携させるだけでなく、必要とされる新たな資源を開発し充実させていくとともに、当事者のエンパワメントを高めていくことも重要となります。そのためには、地域や機関・団体などとの連携を図り地域資源の把握に努めるとともに、ケアマネージャー自身の自己研鑽も求められます。

また、的確なニーズ把握とケアプランの作成を行うためには、当事者を取り巻く世話人、家族、施設、ケアマネージャーなどが、それぞれの所ではばらばらな支援をしているのは、当事者が望む生活は実現できません。そこで、いきいき広場総合相談窓口が中心となり、チーム方式によるケアマネジメントシステムや地域ケア会議を介護保険制度以外の分野へも広げていきます。

さらに、「福祉カルテ」の充実を図るため、保健センターの所有している住民健診データと連動させる「福祉健康カルテ」の構築について検討します。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
チーム方式によるケアマネジメントシステムの拡充			
地域ケア会議の拡充			
地域資源（インフォーマルサービス）の把握・開発			
「福祉健康カルテ」の構築への検討			

168人（ひろば）委員会からの意見

(3) 緊急時のための地域生活支援サービス

概要

高齢者や障害者の介護をしている家族にとって、突発的な事故や病気などの緊急時に、家族に代わって当事者の介護を代行し、当事者も安心して地域生活を続けられる、地域生活支援サービスを充実する必要があります。なお、こうした支援は高齢者や障害者だけでなく、単身者や母子家庭などにおいても充実が求められています。

また、災害時における災害弱者への支援体制も整えておく必要があります。

現状

高齢者への緊急時の生活支援サービスとしては、「ケアハウス高浜安立」のゲストルームや、生活支援ハウスによるショートステイが利用できますが、障害者や母子家庭を受け入れできるサービスは存在しないのが現状です。

一方、平成14年4月、本市も東海地震防災対策強化地域に指定され、地震発生時への対応が急がれています。このため、24時間体制で運営されている特別養護老人ホーム「高浜安立」、「こもれびの里・高浜」や授産所「高浜安立」などを第二次避難所として指定するとともに、一部の地域では災害時に高齢者や障害者の安否確認を行えるよう、その所在を把握したマップづくりを進め、救援体制を整え始めています。

推進課題

緊急時における地域生活支援サービスとして、セルフヘルプグループの協力によるレスパイトサービス（介護者に代わって一時的にその役割を担うこと）の普及・支援を推進します。また、災害時に第二次避難所として指定されている福祉施設については、高齢者や障害者などの災害弱者の優先的利用に配慮するとともに、町内会の災害弱者への支援体制づくりについても支援していきます。

このように、市内にある既存資源の活用を図り、「地域において、地域による、地域のための緊急時生活支援サービス」の確立を支援していきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
レスパイトサービスの普及・支援			
災害弱者安否確認マップづくりへの支援			

168人（ひろば）委員会からの意見

- 災害時等における災害弱者支援については、民生委員と町内会との連携や隣人同士の助け合いが重要。
- 災害時の住民安全確保のためのネットワーク（地域の団体）づくりが必要。

3 当事者のエンパワメント

(1) 利用者と事業者の対等な関係づくり

ア．苦情解決のシステム

概要

介護保険制度及び支援費制度の導入により、福祉サービスの利用が行政の措置から当事者と事業者（サービス提供者）間の契約によることとなり、サービス利用に当たっては利用者の満足度を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援するため、苦情解決システムの充実を図る必要があります。

現状

高齢者の介護保険サービスに係る苦情処理体制については、愛知県の国民健康保険団体連合会が一定の苦情処理を行うこととされています。本市においては、利用者にとってより身近な場所である「いきいき広場の総合窓口」をはじめとするサービス事業者の各窓口においても、介護保険サービスご意見箱を設置しています。しかし、「面倒を見てもらっている、世話になっている。」といった利用者の遠慮や、介護相談員、地域ケア会議、ケアマネージャーのモニタリングなどにより、苦情に至るケースを未然に防止していることもあり（事前対応型）、苦情が上がってこない状況です。こうしたことから、新たな苦情の吸い上げルートとして介護相談員、民生委員、居宅介護支援事業所との意見交換の形での苦情の吸い上げルートを加えたことによって、高齢者の苦情に対する処理については、より利用者、事業者の双方が納得できる解決を円滑かつ迅速に処理できる体制が構築されつつあります。しかし、障害者や子ども（保育園）の分野においてはまだまだ十分でないのが現状です。

したがって、市や事業者にあっては、障害者福祉サービス、保育サービスにおいても、その意見、苦情を聞き的確にサービスに反映させ、質の向上を目指す苦情処理体制の構築が必要となります。

推進課題

障害者福祉サービスや保育サービスに対する苦情解決システムの仕組みや考え方は、介護保険制度の施行とともに先駆的に取り組んでいる介護保険サービスの考え方を取り入れて構築していく必要があります。このため、現在、高齢者福祉分野と障害者福祉分野に個々に設置されている審議会を統合し、当該審議会にトータル的な苦情処理機能を持たせていきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
福祉審議会への苦情処理機能の付与			

168人(ひろば)委員会からの意見

イ．情報システムの整備

概要

介護保険制度をはじめ、平成15年度から始まる支援費制度では、サービスの利用に関しては、従来の行政がサービス内容を決定する措置制度から、利用者が事業者との対等な関係に基づいて自らサービスを選択し、契約によってサービスを利用することとなります。

そのため、サービス利用者が地域での自立生活を実現させるために、自分あったサービスを、安心して選択できるよう、適切で、かつ十分な情報を得られるシステムづくりが必要となります。



現状

福祉サービスの利用に関する情報の整備については、従来は行政を仲介役として、利用者とサービス提供者を結びつける措置型の情報のやりとりであったことから、まだまだ、利用者本位の情報ではないのが現状です。また、情報も利用者側が積極的に得るには決して十分な体制でないことから、気軽に情報を得られる体制の整備が求められています。

推進課題

利用者のニーズに対応した情報収集に努めるとともに、いきいき広場総合相談窓口における情報提供に留まらず、ホームページやパンフレット、広報誌などによる情報発信の充実やインターネットによる掲示板システムを構築します。また、事業者が行う情報発信についても協力・支援していきます。

このように、障害の程度や年齢などにも配慮し、誰もが気軽に情報を得ることのできるシステムづくりに努めます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
行政からの情報発信の充実、システムの構築			
事業者の情報発信のシステム構築への協力			

168人(ひろば)委員会からの意見

- サービス利用者の個人の尊厳と自己選択の保障(福祉サービスについて住民に十分に周知させるとともにサービス提供者側の情報開示、説明責任を義務付けるシステムの整備・福祉マップづくり)
- サービス利用者と事業者の対等な関係の構築(苦情解決システムの構築・福祉相談員制度の整備)
 - 効果的・効率的な情報システムをどうつくるか
 - 市民が記者・編集委員になって広報を作ってみよう
 - 地域の防災マップを作ってみよう
 - ITに自分たちの活動案内を載せるなど工夫しよう
 - 相談窓口を大きくして満足できる情報を得よう

ウ．地域での相談活動

概要

いきいき広場総合相談窓口を福祉の総合相談窓口として充実していきますが、社会福祉施設や社会福祉協議会などのノウハウを活用し、事業者における地域の身近な相談窓口として、また、利用者との対等な関係づくりを積極的に推進するうえでも、事業者は単に福祉サービスの提供だけにとどまらず、地域生活支援に関する様々な相談に応じられる体制づくりが必要です。

また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、母子相談員、家庭児童相談員などの各種相談員についても、いきいき広場総合相談窓口や事業者とのネットワーク化を図り、積極的に地域に出向き、福祉サービス利用者の相談に応じられる体制づくりが必要です。

こうした地域での相談体制を築くことによって、利用者の知識・意識が高められ、発信されるさまざまな情報も生きたものとなります。

現状

事業者による相談体制としては、高齢者に対する在宅介護支援センターや、弁護士による心配ごと相談を行う社会福祉協議会などがあり、事業者による相談体制は十分とは言えない状況です。

また、各種相談員が地域において相談活動を行っていますが、多様化している現代のライフスタイルに的確に対応した相談機能が発揮できなかったり、地域生活を支援する相談体制のネットワーク化が図られておらず、十分な相談体制でないのが現状です。

推進課題

十分な相談活動ができるように、各種相談員等に対して研修会を開催するなど、その活性化を進めていきます。

また、各種相談員と民生委員・主任児童委員、事業者やいきいき広場総合相談窓口などのネットワーク化を図り、相談体制を強化するとともに、在宅介護支援センターを支援している相談協力員の活用や地域での相談の場として当事者団体の協力を得るなど、地域に積極的に出向く新たな相談体制の構築に努めます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
身障・知的・母子相談員、主任児童委員の研修の充実			
相談体制のネットワーク化			
相談協力員の活用			
地域での相談の場の確保			

168人（ひろば）委員会からの意見

地域において、いつでも、誰でも、どんなことでも相談できる「アンテナショップ的相談所」のようなものがないか。

(2) 新たな質の確保

ア . 第三者評価制度の普及

概要

利用者は、サービスを選択する際、十分な情報を把握していることが重要であり、事業者はできるかぎりその提供するサービスについて外部から評価され、事業者自身の改善につなげていくことだけでなく、優れたところをさらに伸ばしていくことも求められています。また、質の確保については、利用者の選択を通じた事業者間の競争から、質の向上につなげる必要があります。

第三者評価制度は、第三者による客観的な評価を行い、新たな質の向上に向けた有効なシステムとして注目されており、福祉分野だけでなく教育分野など様々な分野で導入が検討されています。

したがって、介護保険サービスや保育サービス(保育園)だけでなく、障害者福祉サービスにおいても第三者評価制度の導入を図り、新たな質を確保する必要があります。

現状

介護保険のサービス提供事業者や保育園については、第三者評価制度を既に導入しており、評価結果についてはそれぞれの事業者が改善に取り組み、また新たな質の向上に努めています。介護サービスの質的向上については、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画において、介護スタッフの現任研修、職種横断的な総合研修の推進、ケアマネ・ヘルパー研修会の開催等を実施しています。また、子どもが利用者となる保育園については、市職員の研修体系の中での位置付けにより、保育士の質的向上に努めています。

しかし、障害者福祉においては、サービス提供事業者の客観的評価がなされていないことから、事業者自らが取り組んではいないものの、福祉サービス提供事業者として適切な質的向上に必ずしもつながっていないのが現状です。

推進課題

福祉部門における総合的な質的向上を図るため、障害者福祉サービスにも介護保険と同様に、第三者評価制度の導入を図ります。導入にあたっては、高齢者福祉分野と障害者福祉分野に個々に設置されている審議会を統合し、当該審議会にトータル的な第三者評価機能を持たせていきます。

また、現在、実施している介護サービス事業者、保育園の評価項目、基準、システムについても随時、見直しを図ることが必要です。

一方、有償ボランティアサービスに対する第三者評価制度の導入についても、検討する必要があります。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
福祉審議会への第三者評価機能の付与			
有償ボランティアサービスに対する第三者評価制度導入の検討			

168人（ひろば）委員会からの意見

イ．福祉相談員制度の創設

概要

事前対応型の問題発見・問題提案解決型の介護相談員事業の整備拡充として、介護サービスだけにとらわれることなく、利用者が必要とする地域生活を支援する様々なサービスにも重点を置き、幅広いネットワークを構築し、豊かな地域社会づくりの一旦を担う役割として、福祉相談員制度を設ける必要があります。こうした制度は、介護保険のサービス対象者だけでなく、障害者や子どもなども制度の対象としていくことが必要です。

現状

介護保険制度下においては、苦情対応の対策が盛り込まれていますが、これらは何らかの問題が生じた場合の事後処理的な対応が主なものです。

介護相談員は、実際にサービスの提供の場を訪れ、利用者との会話の中から利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所の介護サービスの質的向上を図ることを目的としています。このことから、苦情に至る事態を未然に防止すること及び利用者の日常的な不平、不満、疑問に対応するため、介護相談員の派遣が実施されています。

推進課題

相談員は、サービス利用者の立場に立った視点、目線で利用者を代弁する役目が重要であり、専門性や資格は必要ないことから、介護保険制度における介護相談員制度を福祉全般における福祉相談員制度へと拡充します。また、福祉相談については、身体・知的相談員など各種相談員や民生・児童委員との連携に努めるとともに、相談員を対象とした各種研修会を開催していきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
福祉相談員制度の創設			
各種相談員の連携の強化			
各種相談員を対象とした研修会の開催			

168人(ひろば)委員会からの意見

ウ．福祉サービス事業者間のネットワークの確立

概要

新たな質づくりを進めていく上で重要となる項目として、情報の共有化があげられます。このため、福祉サービス事業者間のネットワーク化の確立を図り、それぞれが所有する情報を共有化することによって、新たなサービスの開拓・開発も可能となります。

現状

現在、高齢者福祉の分野ではサービス事業者間の連携として、定例的に地域ケア会議を開催してケアプランを作成するとともに、情報の共有化を図っています。また、特定の専門職種に限定しない横断的な研修会も開催しています。

情報化については、市、社会福祉協議会、在宅介護支援センターがそれぞれの情報について「地域情報システム」により共有化されており、特に「福祉カルテ」については、いきいき広場総合相談窓口において効率的に活用されています。

推進課題

個々の利用者のニーズにあったサービスの選択や開発のため、福祉サービス事業者間のネットワークの確立を図るとともに、高齢者福祉と同様に、障害者福祉及び児童福祉についても、サービス事業者間が連携し、地域ケア会議を開催していきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
福祉サービス事業者間のネットワークの確立			
障害者福祉及び児童福祉分野におけるサービス事業者が連携した地域ケア会議の開催			

168人(ひろば)委員会からの意見

(3) 子どもとおとなのパートナーシップ

概要

ノーマライゼーションとは、障害がある人もない人も地域で一緒に生活することだけでなく、子どももおとなも高齢者も障害者も相互の役割を確認し、地域の一員として社会参加することが重要です。

そのためには、子どもとおとなのパートナーシップのもとに、子どもの権利を擁護するとともに、地域が主体的に子どもの成長及び福祉の推進を図ることが必要です。

現状

家庭崩壊、虐待、地域での遊び場や居場所の不足などにより、子どもが地域で健康な生活をおくることが困難な状況から、1989年(平成元年)に国連で採択された「こども権利条約」が、我が国においても平成6年に発効され、子どもの権利に対する関心が高まりつつあります。





一方、本市では、平成12年に全国で初めて住民投票条例を制定しました。これは、投票によって示された市民の総意を市政に的確に反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的としています。また、平成14年9月には投票資格年齢を満20歳から満18歳に引き下げ、若者の社会参加を促進するとともに、大人としての権利と責任の自覚がなされることを促しています。

また、本計画策定の中心となって活動する「168人(ひろば)委員会」のメンバーは、小学生以上を対象とし、本計画策定委員会にも高校生が委員として加わるなど、子どもの社会参加を促進する環境づくりを進めています。

推進課題

すべての子どもが、主体的に社会に参画し、子どもの自己実現が図られるよう支援するとともに、不登校の問題やおとなの支援を必要とする子どもについて理解を深め、子どもが健やかに育つことができる環境を整備するなど、子どもの権利擁護を地域全体で推進します。そのため、子ども達による「子ども権利擁護憲章」を制定するとともに、CAP（子どもへの暴力防止）プログラムを導入していきます。

また、学校週5日制への対応として平成14年度から始まった「子ども文化クラブ」や「少年少女発明発見クラブ」をさらに充実していきます。

実施事項	実施期間		
	平成15年度	平成17年度	平成19年度
子ども達による「子どもの権利擁護憲章」の制定	制定	実践	
「CAPプログラム」の導入			
「子ども文化クラブ」、「少年少女発明発見クラブ」の充実			
地域、幼稚園・保育園、小学校との緊密な連携の推進			

168人（ひろば）委員会からの意見

子ども権利って始めて知った。もっと知りたい。

いじめられても相談する人や場所がない。見て見ぬ振りをする人が多い。

子どもを虐待する親がいる。

居場所がない。

第3章 福祉でまちづくり

1 地域に暮らすためのまちづくり

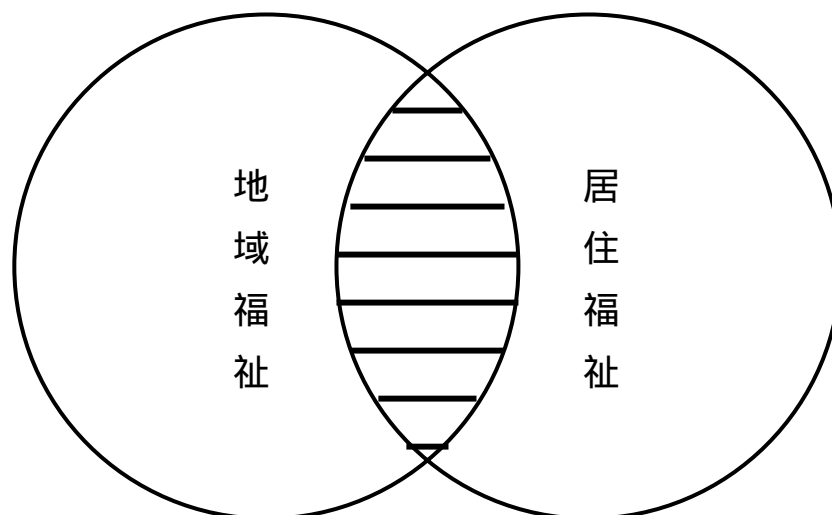
(1) 居住福祉の推進

概要

行政や社会福祉協議会が主体となって、高齢者や障害者の住みやすいまちをつくるという「福祉のまちづくり」から、行政・社会福祉協議会と住民などの協働作業によってすべての人にとって住みやすいまちをつくるという、そのプロセスを含めた「福祉でまちづくり」への転換を図る必要があります。

また、安全で安心できる「居住」は生活の基盤であることから、住環境施策と福祉施策との連携を図った居住福祉を推進する必要があります。本計画においては、居住福祉と地域福祉の重なり合う部分（住民が主体的に取り組む活動分野）についての施策を推進していきます。

本計画での居住福祉の位置付け






現状

「住居」は生活の基盤ですが、「住居」から一歩外に出ると、そこは「居住地」であり、「居住地」はさらに「地域」へと広がりを見せます。地域で住み続けるためには、地域の人々とのコミュニケーションを欠くことはできません。コミュニケーションは安心や快適さに大きく影響します。また、災害弱者などに対する日常の見守りや災害時など非日常時の見守りも安全・安心に大きく影響していると言えます。しかし、現在は、こうした日常のコミュニケーションが希薄になりつつあります。

推進課題

住居又は居住地における生活の安定や充足、すなわち、安全・安心・快適で、かつ地域の文化を感じながら、そこで生きていく意欲が湧くような生活環境の形成を「居住福祉」と定義し、居住福祉に関する考えを広報紙掲載等により住民に啓発し、住民自らが自宅において実践できる居住福祉を推進します。

また、ひとり暮らし高齢者の方や障害者など、いわゆる災害弱者と言われる方々の世帯を調査し、災害弱者リスト・マップを作成したある町内会の手法を参考に、市内全域への拡大を図ることによって、住民が主体となった災害に強いまちづくりへの支援を行うとともに、地域の世話やきさんといったボランティア活動など、地域住民の方々の参加を進め、高齢者の方々等を地域社会の中で支える仕組みや風土づくりを推進します。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
居住福祉概念の趣旨普及			
住民が主体となった災害に強いまちづくりの支援			
地域のネットワークづくり、コミュニティ形成に関する支援			

168人（ひろば）委員会からの意見

(2) 居住福祉条例の制定

概要

住民が安全に、安心して、快適に生活していくためには、「居住福祉」を計画的に推進していかなければなりません。これを担保するためには、本市としての姿勢を明確にすることができる「居住福祉条例」を制定し、福祉でまちづくりを進めることが必要です。


現状

本市では、平成 6 年に高齢者保健福祉計画を、平成 1 0 年には障害者計画を、翌 1 1 年には児童育成計画を策定し、それぞれの計画に基づいて施策を進め、一定の成果をあげてきました。また、平成 1 2 年には高齢者保健福祉計画を改定するとともに、介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例を同年 4 月から施行し、さらなる高齢者福祉の推進に努めてきました。

しかし、今後は、高齢者や障害者だけでなく、すべての住民が安全に、安心して、快適に、地域で自立した生活を営むことができるようなシステムとネットワークを構築する必要性から、本計画を策定しました。また、本計画を推進していくことは、福祉でまちづくりを進めることにもなります。

推進課題

「居住福祉」を計画的に推進していくうえでの、本市としての姿勢を明確にするために「居住福祉条例」の制定・施行を目指します。また、「まちづくりの主体は住民である」ということから、この条例の草案は、「168人（ひろば）委員会」のルールづくりグループの意見を取り入れて「住民自治」を目指したものとしていきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
居住福祉条例の制定			
	制定	実践	

168人（ひろば）委員会からの意見

2 福祉活動法人との連携

(1) 社会福祉協議会との連携

概要



社会福祉法では、「市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る目的とする団体」として位置付けられ、真に地域福祉推進という役割が法的にも明確にされています。したがって、行政と社会福祉協議会は、強い連携のもとに地域福祉を推進していくとともに、社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定に支援していく必要があります。

現状

平成8年4月、駅前再開発事業として、「いきいき広場」が開設し、行政の福祉課及び長寿課、社会福祉協議会、在宅介護支援センター並びに福祉機器のショールームが同一フロアにて業務を行い、一体的な連携体制を築いてきました。また、各種福祉施策の推進にあたっては、社会福祉協議会との協力体制のもとに展開してきました。この結果、本市の高齢者福祉行政の分野については、一定の成果を収めてきたといえます。

推進課題

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の要としての大きな責任を持つことになり、力量を改めて蓄えていくことが必要となります。その意味では、行政との連携を更に強め、役割を分担しながら、地域に求められる多様な福祉ニーズに応えていくことが必要であります。そのため、情報の共有化にさらに努めていくとともに、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定を支援していきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
連携体制の強化と情報の共有化			
活動計画の策定への支援			

168人（ひろば）委員会からの意見

(2) 社会福祉法人・NPOとの連携

概要

社会福祉法人は、効率的・効果的な事業展開が求められるなかで、介護保険法・社会福祉法の施行により、利用者の意向を尊重した質の高いサービスを提供する中心的な役割を担うこととなりました。

また、公的活動でも営利活動でも対応できない分野を担うことのできる特定非営利活動法人(NPO法人)は、少子高齢化が進み経済的にも成熟期を迎えている日本社会において、従来の社会システムが限界を見せ始める中で、市民自らが公益的な活動を行う重要な存在であり、多様な活動が行えるという特性を持ち、柔軟で地域福祉の推進に対する理解・支援等を通じて地域住民や福祉活動を行う者と同様に、地域福祉の担い手となるものであります。

したがって、こうした団体との連携を深め、福祉でまちづくりを進めていく必要があります。

現状

本市には、河川や公園の環境美化や宅老所の運営などを活動内容とするNPO法人が1団体あり、その積極的な活動は高く評価されているとともに、本市のまちづくりの一翼を担っています。

また、社会福祉法人では、高齢者・障害者へのサービスを提供する法人と保育サービスを提供する法人がそれぞれ1団体あり、本市の福祉サービスの充実に大きく寄与しています。





しかし、「まちづくり」という視点では必ずしも十分な連携がなされているとは言えない状況にあります。

推進課題

「福祉でまちづくり」を進めるため、社会福祉法人・NPOと行政は、より連携を深める必要があります。そのため、「福祉でまちづくり懇談会」の開催について検討します。

また、福祉施設を地域に開放することによって、地域との交流を図ることも必要です。

一方、NPO団体の法人化に向けての相談や支援も図っていきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
連携体制の強化			
「福祉でまちづくり懇談会」の開催			
福祉施設の開放			
NPO設立への相談・支援			

168人（ひろば）委員会からの意見

3 地域福祉推進ひろば

(1) 地域福祉推進ひろば

概要

住民が望む魅力的な地域社会は、一朝一夕に形成されるものではなく、公民の継続的な協働による活動によって創りあげられるものです。特に、住民参加は不可欠であることから、住民参加による推進母体を「地域福祉推進ひろば」として位置付け、その核を「168人(ひろば)委員会」として「福祉でまちづくり」を進めるとともに、積極的な支援を図っていく必要があります。

現状




平成13年度の「168人(ひろば)委員会」は、地域福祉に関心を持ちながらも今まで全く行政に関わったことがなかった人達の発掘はできたものの、各グループとしての活動がメインとなり、組織としての機能が十分果たせませんでした。そこで、平成14年度においては、合意形成の場として「168人(ひろば)運営委員会」を設置し、グループの検討課題や成果を他のグループに伝えたり、自分のグループに対しては各グループで横断的に共有される検討課題を伝える役目を果たすなど、より一体感のある活動を展開してきました。

また、「168人(ひろば)委員会」の役割は、本計画策定について意見・提言をいただくだけでなく、本計画の推進課題を本格的に稼働させる前段階の実験事業の実施という側面を持っています。

推進課題

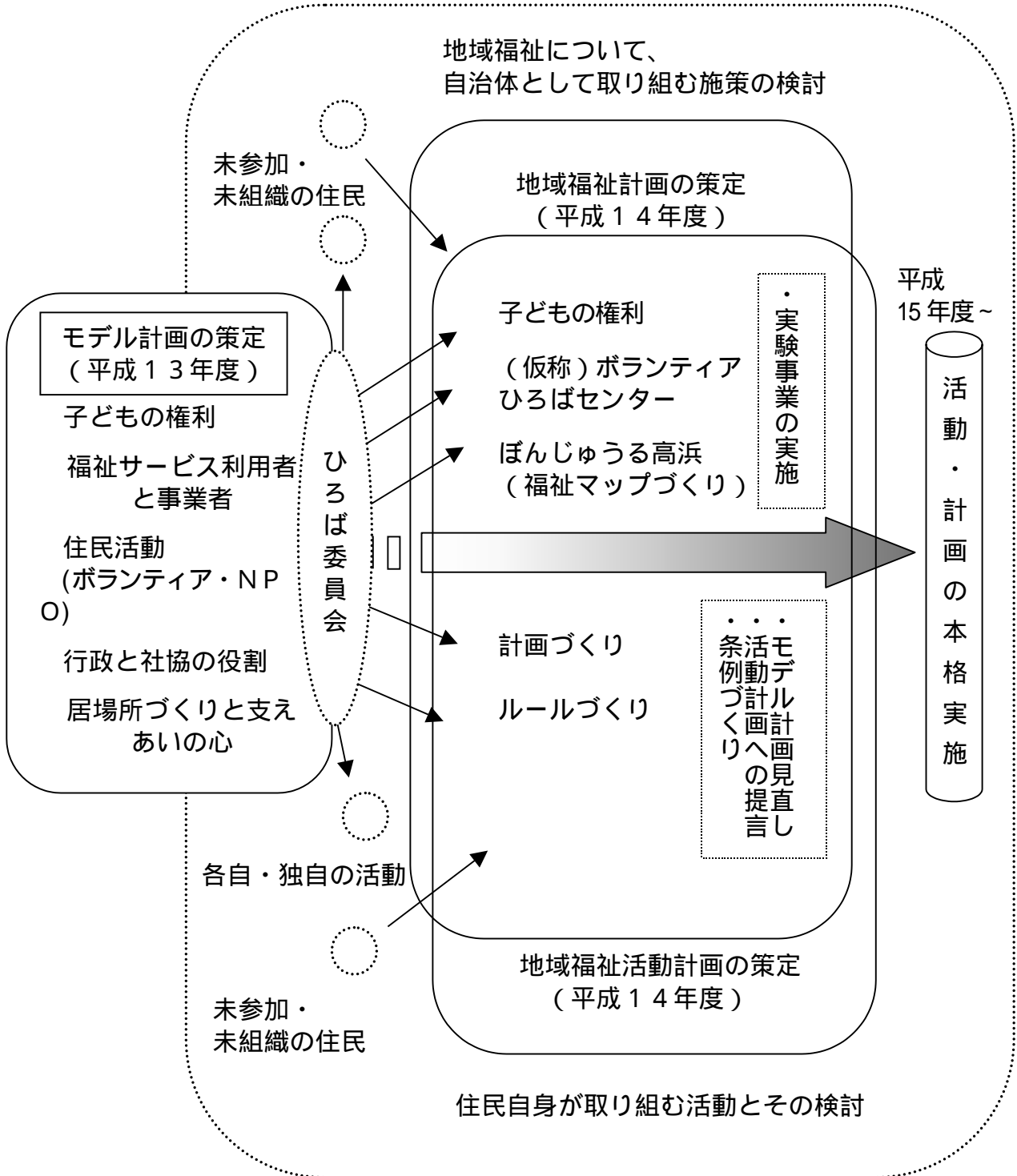
「168人(ひろば)委員会」の継続的な活動により、更なる人材の発掘・確保を行うことによって、「地域福祉推進ひろば」の輪をさらに広げるとともに、各種団体との交流を図りながら、「福祉でまちづくり」を進めていきます。そのためには、メンバーのみならず、組織としてのスキルアップも図る必要があります。

また、各種実験事業や地域活動への取り組みを支援していくとともに、本計画の策定主体として、計画策定のみならず計画の進行状況のチェックを行うことも必要です。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
スキルアップのための学習会の開催			
関係団体・機関との交流会の開催			
実験事業・地域活動への取り組みへの支援			

168人(ひろば)委員会からの意見

地域福祉推進ひろばのこれから





(2) 福祉まちづくり推進人材の育成

概要

地域福祉を推進するためには、それを担う人材の発掘と育成が必要となります。そのためには、各種講座等の積極的实施や「168人(ひろば)委員会」メンバーなどによる様々な活動を通して、地域に眠っている優れた人材を発掘し、育成していくことが必要です。

現状

本市における在宅介護のマンパワー確保については、平成4年度からホームヘルパーの養成講座を行っており、これまでに615名が修了しています。また、平成7年度には、市内唯一の県立高校である高浜高校に福祉科が設置され、卒業と同時に、1級のヘルパー資格を取得することとなっています。さらに、平成8年度のいきいき広場のオープンと同時に介護福祉学科と作業療法学科からなる日本福祉大学高浜専門学校が開校し、数多くの有資格者が市内外で活躍しています。これら有資格者の育成以外にも、市や社会福祉協議会では、地域住民が気軽に参加できるボランティア育成のための講座の実施やボランティア活動をするのための場の提供を積極的に行っており、地域住民のボランティアに対する意識の向上を図っています。

また、社会福祉協議会では、学校と連携し、市内全小・中学校および高校を福祉協力校に指定し、車椅子等各種体験教室などを開催しています。さらに、本年度より各学校において本格的に「総合的な学習」が始まり、児童・生徒が地域のなかで高齢者や障害者と交流するといった多様な福祉活動も行われるようになってきています。これらの体験を通じ、小学校低学年から、「思いやり」や「助け合い」といった福祉の心の醸成に役立っています。

推進課題

本市では、現在、教育、福祉、保健部門が連携を図って生涯学習を進める「生涯学習推進会議」を設置しています。この組織を積極的に活用し、地域福祉の推進を重点的課題としたメニューを展開することが必要となります。また、学習指導要領の改訂により、学校に設けられたカリキュラム、すなわち「総合的な学習」を積極的に活用することも必要となります。

さらに、地域福祉力を高めていくために「地域福祉フォーラム」などを開催し、地域に眠っている優れた人材を発掘・育成し、「福祉でまちづくり」を進めていきます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
「生涯学習推進会議」の活用			
「総合的な学習」の活用			
「地域福祉フォーラム」の開催			
人材の発掘・育成			

168人（ひろば）委員会からの意見

4 福祉審議会の設置

(1) 福祉審議会の設置

概要

地域福祉計画の策定に伴い、これからの福祉を総合的に推進していくためには、トータル的な観点から進行管理・調査・審議を行う機関が必要となります。

現状

福祉分野の審議会としては、介護保険事業に関する「介護保険審議会」と障害福祉分野に関する「人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会」の審議会を個別に設置しています。

福祉審議会の体制

推進課題

社会福祉法では、都道府県並びに指定都市及び中核市に対し、社会福祉に関する事項を調査・審議するため「地方社会福祉審議会」の設置を規定しています。本市には同法に基づく設置義務はありませんが、新たな附属機関として(仮称)福祉審議会(以下「福祉審議会」という。)を設置し、福祉に関する諸計画の策定・進行管理等、本市の社会福祉に関する重要事項について調査・審議していきます。

また、「福祉審議会」には、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会、苦情処理部会および第三者評価部会が考えられます。なお、委員構成は各計画の策定委員を中心とし、必要に応じて専門家や学識経験者を委嘱します。また、地域福祉分科会については、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の代表者の委嘱が考えられます。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
福祉審議会の設置			

168人(ひろば)委員会からの意見

